

武蔵村山市財政白書

＜令和4年度決算版＞



令和6年3月

武蔵村山市

●本書の発行にあたって

武蔵村山市財政白書は、武蔵村山市の財政の現状と課題、今後の取組を明らかにし、財政運営の健全化を確保するとともに、市民の皆様と市の財政情報を共有し、今後のまちづくりに活用していくことを目的に作成しています。

本書の構成として、第1章では普通会計の令和4年度決算についての分析及び経年比較をするため10年間の推移等を掲載するとともに、主な財政指標や地方財政健全化の状況、決算カード等を掲載しています。

第2章では新地方公会計制度における総務省による「統一的な基準」に基づき作成した「令和4年度一般会計等財務書類」の解説及び公会計指標の分析内容や公会計指標の都内26市及び類似団体と武蔵村山市の比較（令和元年度から令和3年度）内容を掲載しています。

本書の取扱い事項

- ・数値は地方財政状況調査（決算統計）、健全化判断比率に係る算定様式から引用しています。
- ・一般会計等財務書類については表示単位未満四捨五入のため表内で数値が一致しない場合があります。

目 次

【第1章】普通会計決算	1
Ⅰ 令和4年度決算概況	2
Ⅱ 歳入の状況	4
1 歳入決算額	4
2 市税	6
3 地方交付税	8
4 国庫支出金	10
5 都支出金	11
6 分担金及び負担金	12
7 使用料	13
8 手数料	14
9 財産収入	15
10 寄附金	16
11 繰入金	17
12 繰越金	18
13 地方債	19
Ⅲ 歳出の状況	20
1 目的別歳出	20
2 性質別歳出	22
3 人件費	24
4 物件費	26
5 維持補修費	28
6 扶助費	30

7	補助費等	32
8	普通建設事業費	34
9	公債費	36
10	積立金	37
11	投資及び出資金、貸付金	38
12	繰出金	39
IV	財政指標・地方財政健全化の状況	40
1	主な財政指標	40
(1)	財政力指数	40
(2)	実質収支比率	41
(3)	公債費負担比率	42
(4)	経常収支比率	43
2	地方財政健全化とは	44
(1)	早期健全化基準と財政再生基準、経営判断化基準	44
(2)	健全化判断比率等の対象会計範囲	45
3	健全化判断比率・資金不足比率の状況	46
(1)	実質赤字比率	46
(2)	連結実質赤字比率	47
(3)	実質公債費比率	48
(4)	将来負担比率	49
V	持続可能な財政運営に向けて	50
VI	参考資料	51
1	決算カード	51
2	財政用語解説	53

【第2章】財務書類	67
Ⅰ 新地方公会計制度について	69
Ⅱ 統一的な基準と総務省改訂モデルの違い	70
Ⅲ 財務書類の構成	71
Ⅳ 財務書類の関係	72
Ⅴ 財務書類の対象となる会計及び団体	73
Ⅵ 財務書類の概要	74
1 貸借対照表の概要	74
2 行政コスト計算書の概要	76
3 純資産変動計算書の概要	77
4 資金収支計算書の概要	78
Ⅶ 財務書類の分析と指標	79
Ⅷ 都内26市及び類似団体との指標等比較	83
Ⅸ 参考資料（令和4年度武蔵村山市一般会計等財務書類）	89

第 1 章

普通会計決算

I 令和4年度決算概況

1 歳入決算額

323 億 3,449 万円

(前年度比 11 億 8,732 万 1 千円減、3.5%減)

★臨時財政対策債の発行抑制に伴う市債の減により、前年度と比較して減少しました。

2 歳出決算額

314 億 5,949 万円

(前年度比 7 億 4,594 万 5 千円減、2.3%減)

★減債基金積立金の皆減等により、前年度と比較して減少しました。

3 決算収支

区 分	決算額	
	令和4年度	令和3年度
実質収支 ※1	8 億 3,343 万 7 千円	12 億 9,981 万 9 千円
単年度収支 ※2	△4 億 6,638 万 2 千円	2 億 2,644 万 5 千円
実質単年度収支 ※3	1 億 8,352 万 8 千円	7 億 5,629 万 5 千円

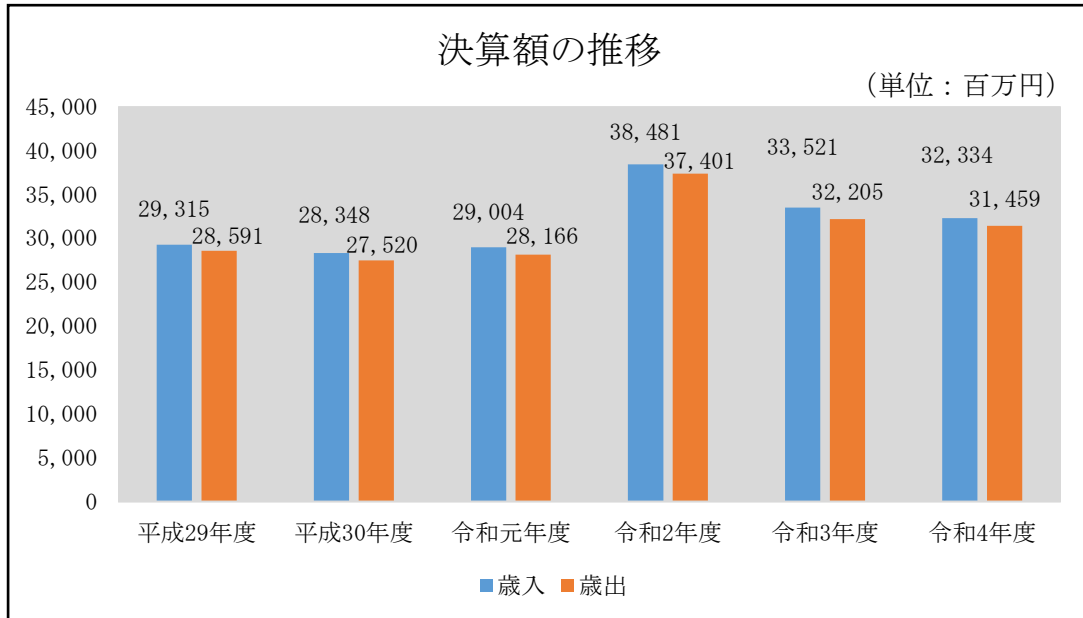
※1 実質収支:歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

※2 単年度収支:当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

※3 実質単年度収支:単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、
財政調整基金の取崩し額を差し引いた額

4 歳入・歳出決算額の推移

令和4年度は、物価高騰対策に伴う各種事業等の実施により、3年連続で歳入・歳出ともに300億円を超える決算規模となりました。



5 普通会計が負担すべき地方債現在高

普通会計の地方債現在高は、138億8,791万2千円（前年度比8億2,182万8千円減、5.6%減）となりました。

区分	令和4年度	令和3年度	増減額
地方債現在高※	138億8,791万2千円	147億974万円	△8億2,182万8千円
うち 臨時財政対策債	114億8,143万3千円	120億2,664万6千円	△5億4,521万3千円
うち減収補填債	5,660万円	5,660万円	0万円

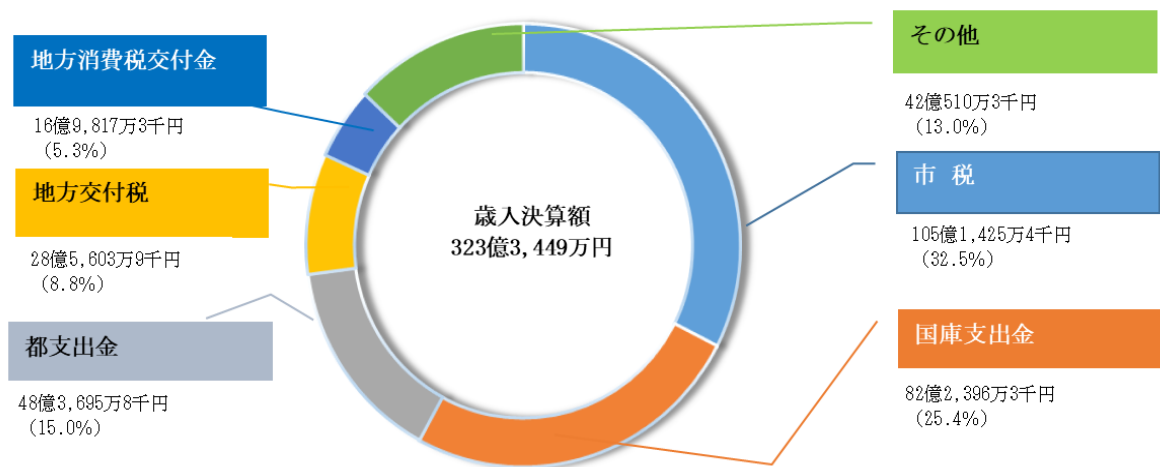
※ 普通会計の令和3年度地方債現在高は想定企業会計（当該事業の経理を一般会計で行っているが、これに係る一切の収支を一般会計から分別して公営企業会計が設けられているものと想定したものであり、本市では介護サービス事業が該当している）に係る地方債現在高（192万8千円）を除いた額

Ⅱ 歳入の状況

1 歳入決算額

歳入決算額に占める割合は、市税、国庫支出金、都支出金、地方交付税、地方消費税交付金、その他（市債など）の順により構成されています。

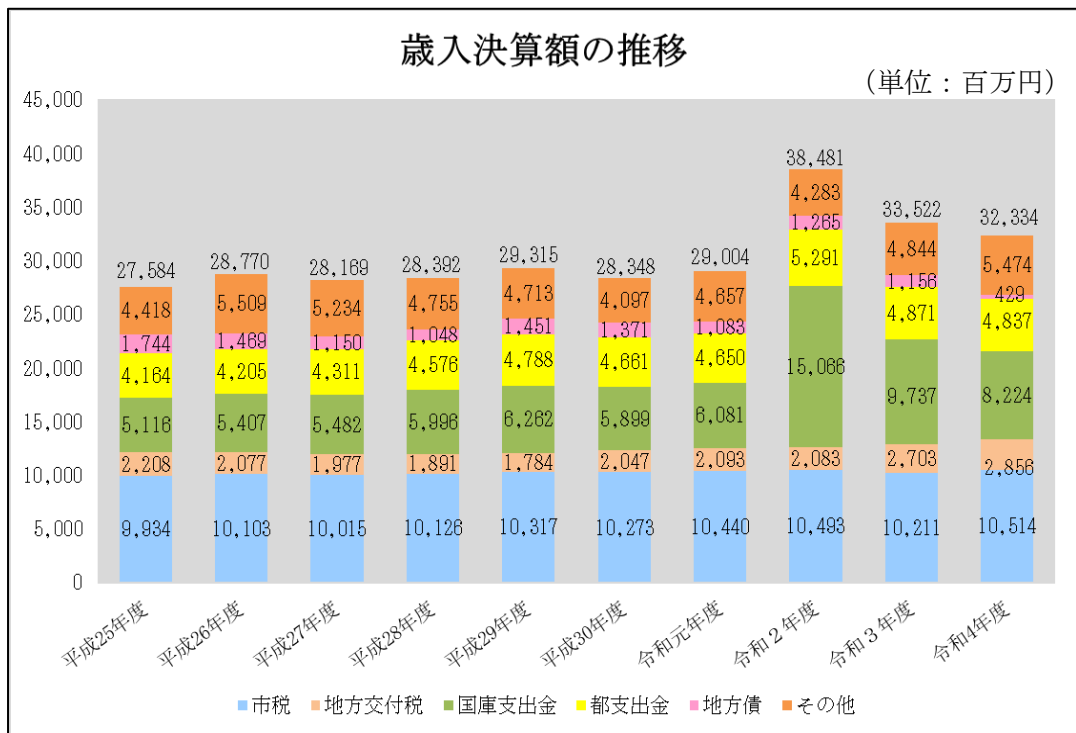
歳入構成割合（令和4年度決算額）



市税は個人所得の増加や法人の業績回復により、前年度と比較し3.0%の増となりました。

国庫支出金は、物価高騰による経済対策として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業等の実施により増額しており、市税の次に大きい決算額となりました。

歳入決算額の推移



令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施に伴う国庫支出金の増加により、令和元年度以前と比較して増加しています。

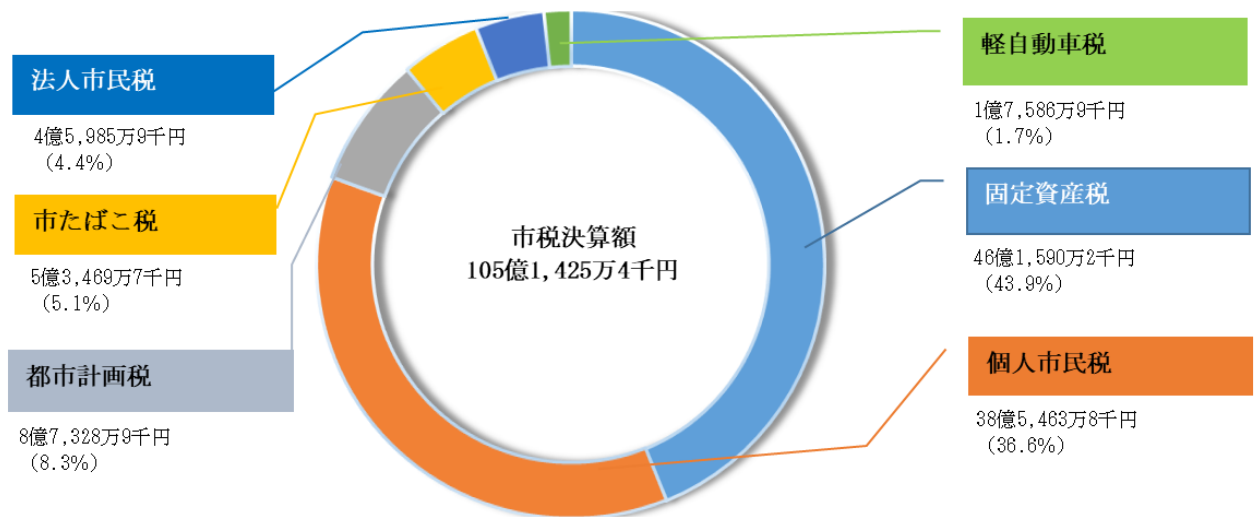
また、令和4年度は、市税が法人市民税の業績回復等による増加に伴い増加しました。

2 市税

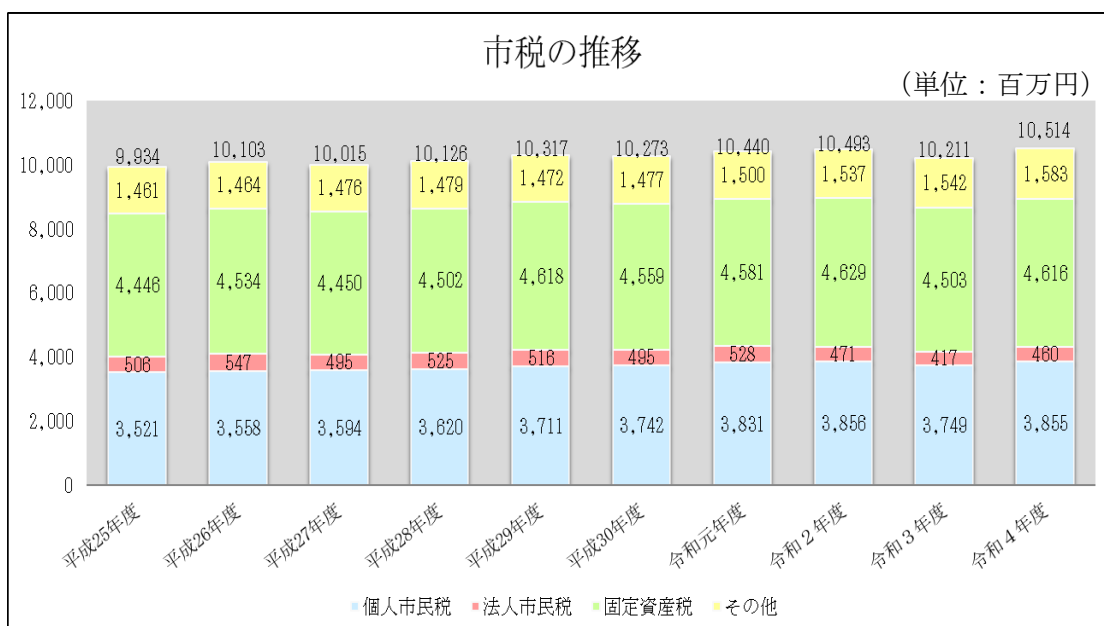
市税収入は、個人市民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・市たばこ税で構成されており、行政運営をする上で最も重要な財源です。

そのため、市税の収納率の向上は税負担の公平性も踏まえて重要な課題となっており、電話催告システムの導入や口座振替受付システムの導入等の対応を図り、収納率の向上に努めています。

市税構成割合（令和4年度決算額）



市税の推移



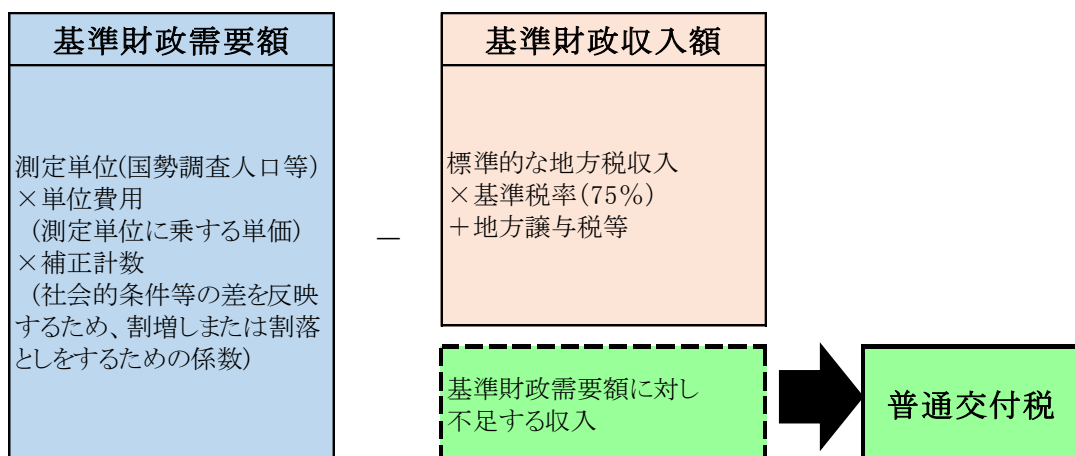
令和4年度は個人市民税が個人所得の増に伴い増加し、法人市民税は法人の業績回復に伴い増加しました。その他においては軽自動車税が新税率適用台数の増により増加し、市税決算額は105億1,425万4千円（前年度比3億355万円増、3.0%増）となりました。

3 地方交付税

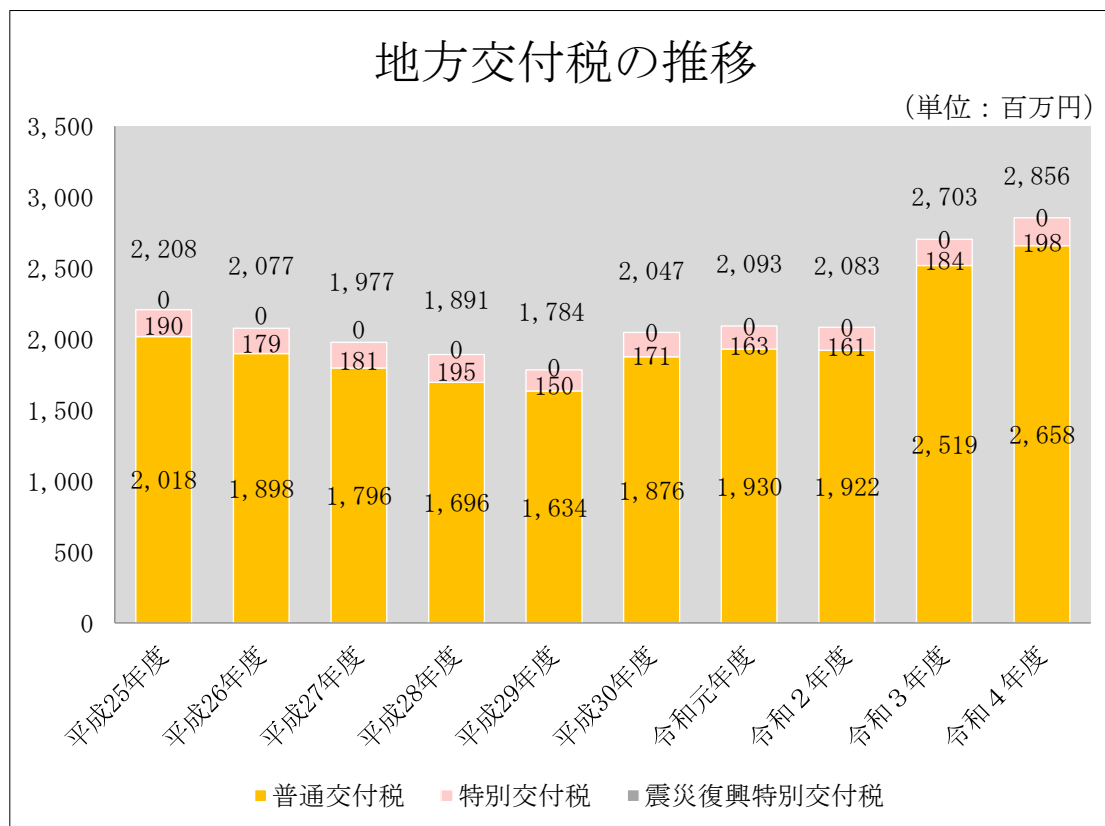
地方自治の観点から、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体が住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、地域の特性などから必要な税収を確保できない自治体が多く存在するのが現状です。

地方交付税とは、国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合の額及び地方法人税の全額を原資として、地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるよう、財政力の弱い地方公共団体に対して、国が地方交付税として再配分しています。地方交付税には、普通交付税・特別交付税・震災復興特別交付税があります。

普通交付税の算定方法



地方交付税の推移



普通交付税は、物価高騰の影響等を踏まえた臨時経済対策として追加交付があったことにより、決算額は26億5,756万1千円（前年度比1億3,867万7千円増、5.5%増）の増となりました。

特別交付税は、横田基地等の基地対策に係る経費、東日本大震災に係る風評被害に係る経費及び自然災害に係る経費など、特別な事情による経費に対して交付されるもので、令和4年度は1億9,844万5千円（前年度比1,438万6千円増、7.8%増）となりました。

震災復興特別交付税は平成23年度から東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付されるもので、令和4年度は3万3千円（前年度比3万5千円減、51.5%減）となりました。

4 国庫支出金

国庫支出金は、法令に基づき市町村が実施しなくてはならない事業等について下記の区分に分かれて交付を受ける財源です。

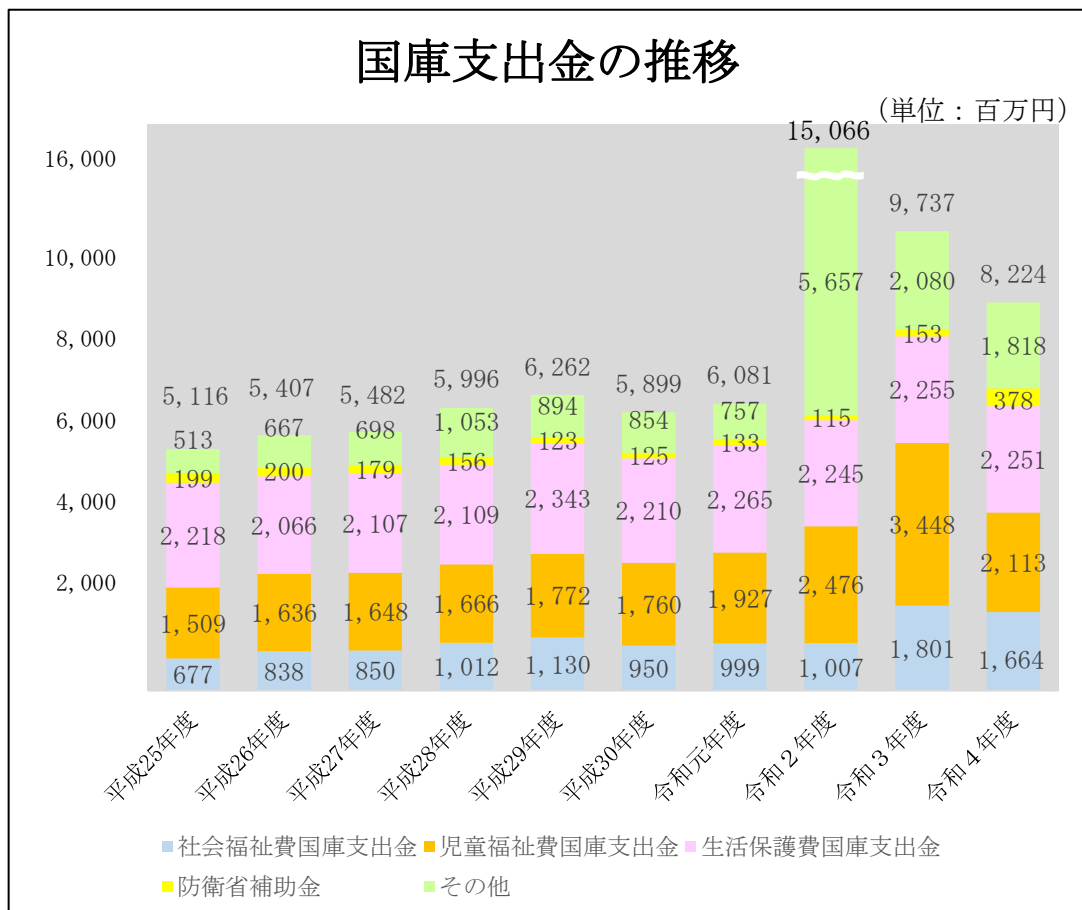
国庫支出金の経費区分

負担金：国が経費の全部又は一部を負担するもの

補助金：特定の事業の実施に対し補助を受けるもの

委託金：国が行うべき事業を市町村に委託する場合に交付されるもの

国庫支出金の推移



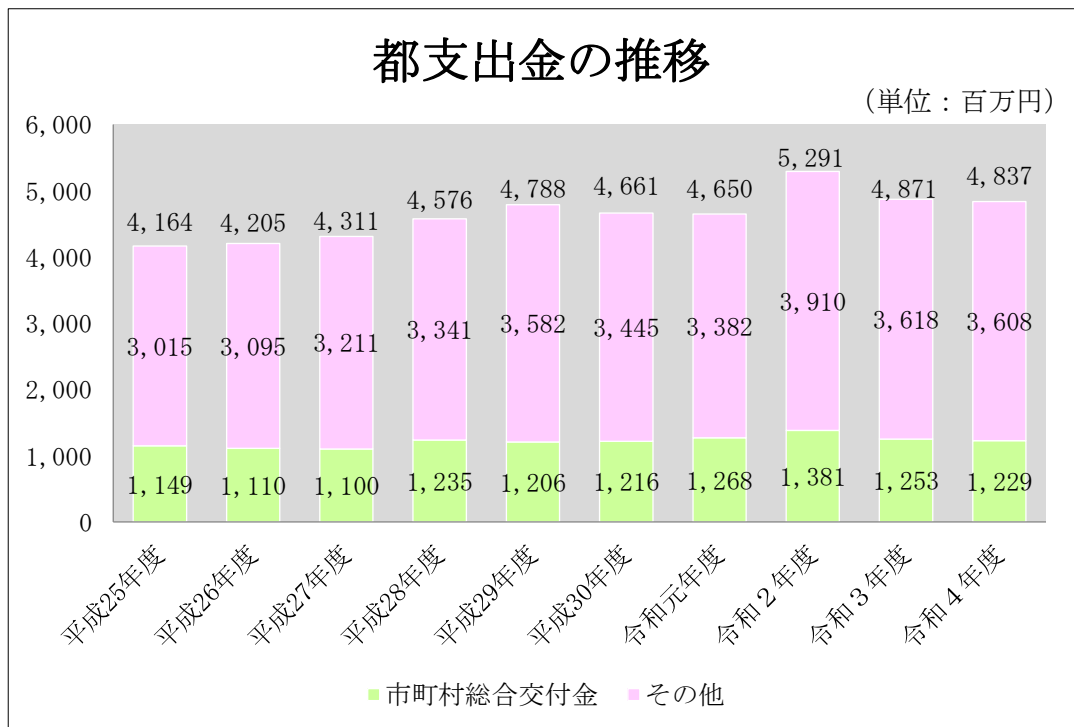
令和4年度は子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等の減により、決算額は82億2,396万3千円（前年度比15億1,278万2千円減、15.5%減）となりました。

5 都支出金

都支出金は、国庫支出金と同様に法令に基づき市町村が実施しなくてはならない事業について「負担金」「補助金」「委託金」に分かれて交付を受ける財源です。

都支出金の構成比の約3割を占める市町村総合交付金は、市町村が実施する各種施策に要する経費の財源補完を通じて、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図るための財政補完制度として交付されます。

都支出金の推移

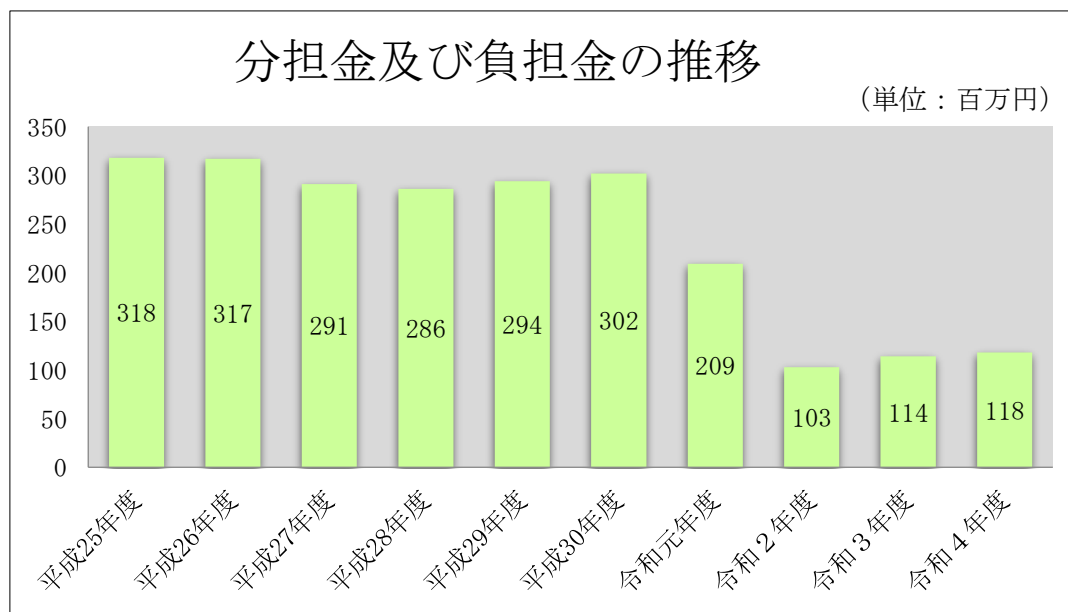


令和4年度は市町村総合交付金の減少等により、決算額は48億3,695万8千円（前年度比3,372万7千円減、0.7%減）となりました。

6 分担金及び負担金

市町村が特定の事業を行う場合に、その事業によって利益を受ける方に対して、その受益を限度として徴収するものであり、主な科目として保育利用者負担金(私立分)が計上されています。

分担金及び負担金の推移



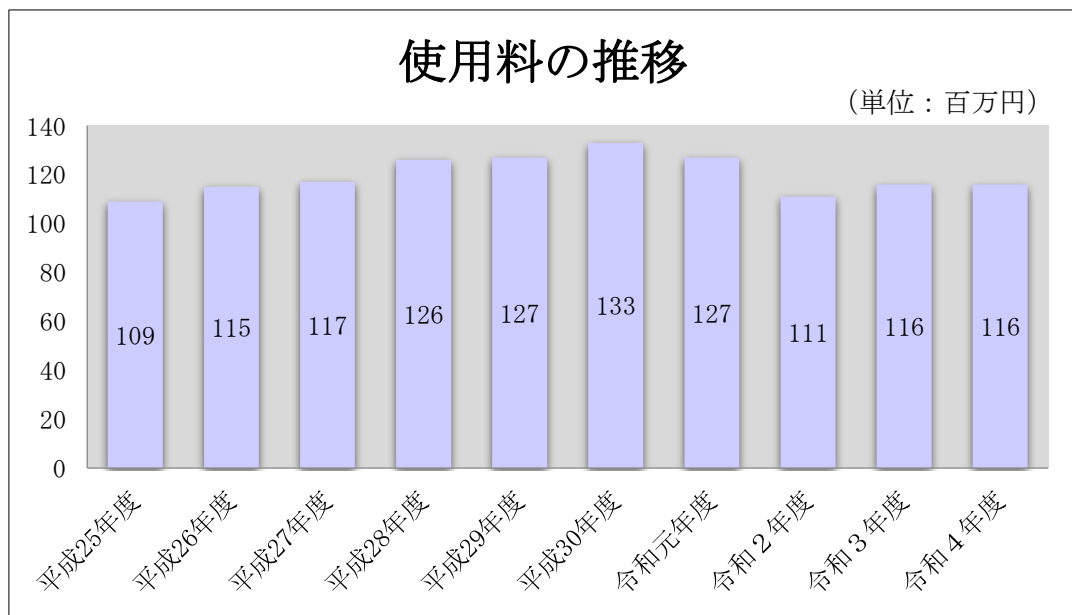
令和4年度は保育利用者負担金等の増加により、決算額は1億1,842万5千円(前年度比408万7千円増、3.6%増)となりました。

なお、令和元年度から減少している要因としては、令和元年10月から実施している幼児教育・保育無償化によるものです。

7 使用料

市町村が設置又は管理する行政財産を特定の方（自然人及び法人）が利用したことにより、その方が受けた受益の対価として実費負担的な意味で徴収するものあり、主な科目として行政財産使用料、学童クラブ育成料、公の施設使用料が計上されています。

使用料の推移

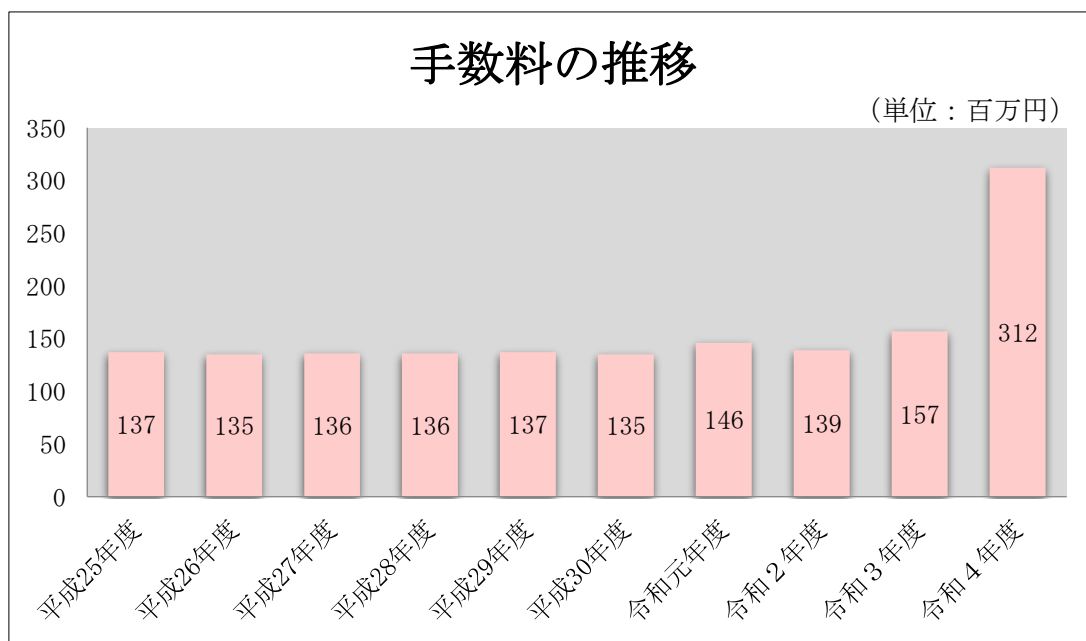


令和4年度は、学童クラブ育成料が増加したものの、つみき保育園が民営化したことに伴い保育使用料（公立分）が皆減したことから、決算額は1億1,568万7千円（前年度比8万9千円減、0.1%減）となりました。

8 手数料

市が特定の方に提供するサービスに対して、その費用を償うため又は報酬として経費の全部又は一部を負担させるために徴収する金銭であり、主な科目として、廃棄物処理手数料や住民票の写し等発行手数料があります。

手数料の推移

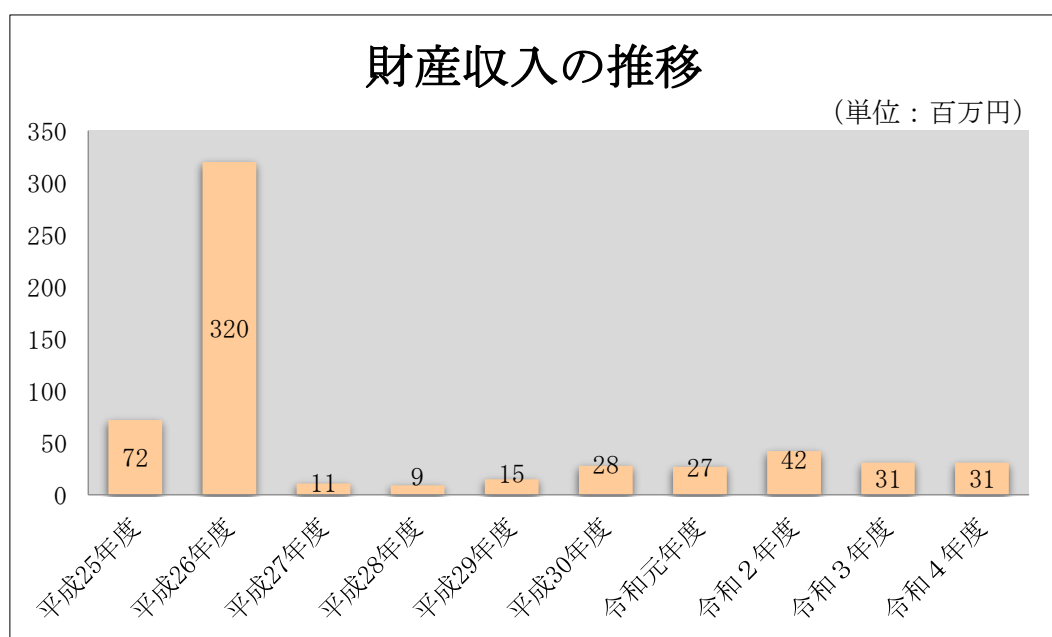


令和4年度は、令和4年10月から家庭ごみ有料化に伴い家庭廃棄物収集袋に係る廃棄物処理手数料が皆増したことから、決算額は3億1,155万9千円（前年度比1億5,505万2千円増、99.1%増）となりました。

9 財産収入

市が所有する土地や建物を貸し付けることによる財産貸付収入、基金運用により生ずる利子及び配当金収入の財産運用収入、市が所有する土地や財産として所有している物品（庁用車など）の売払いに伴う財産売払収入のことをいいます。

財産収入の推移



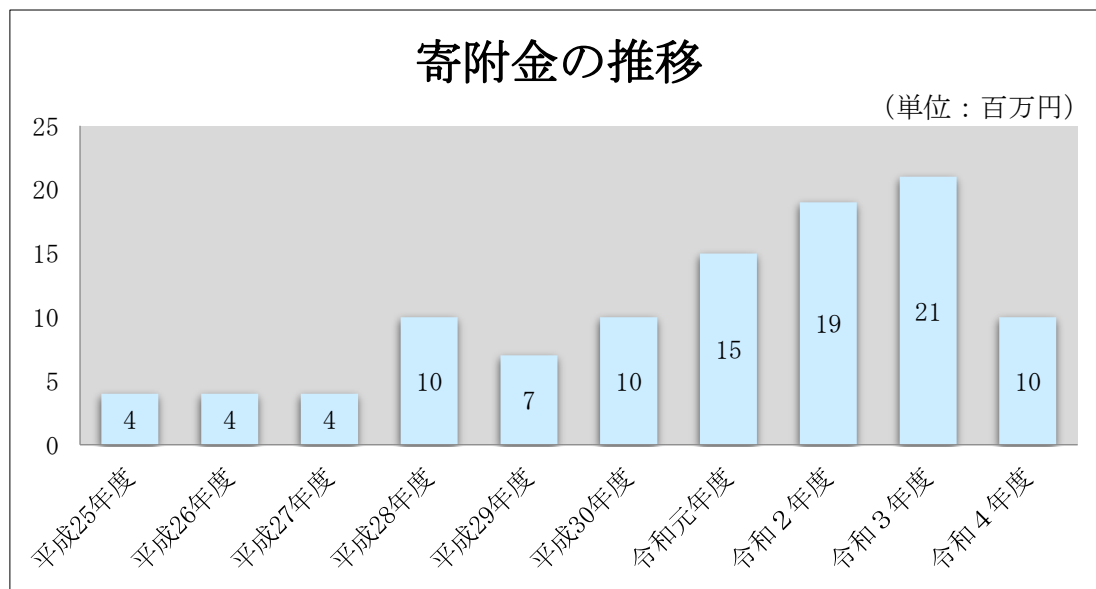
市有地貸付料の減少や市有地売払収入の減少より、決算額は3,070万6千円（前年度比15万1千円減、0.5%減）となりました。

平成26年度の財産収入が大幅に増加している要因として、土地開発基金条例の改正により基金の一部を処分したことから、土地開発基金収益金が増加したことが主な要因です。

10 寄附金

地方公共団体（武蔵村山市）以外の者から受ける金銭の無償譲渡であり、用途を特定されない一般寄附金と用途が指定される指定寄附金があります。平成20年度から自分自身で思う「ふるさと」に対して寄附をすることで、本来住んでいるまちに納めるべき税金から寄附金税額控除が受けられる「ふるさと寄附」制度が始まり、本市においても市内外の方々から多くの寄附をいただいています。

寄附金の推移

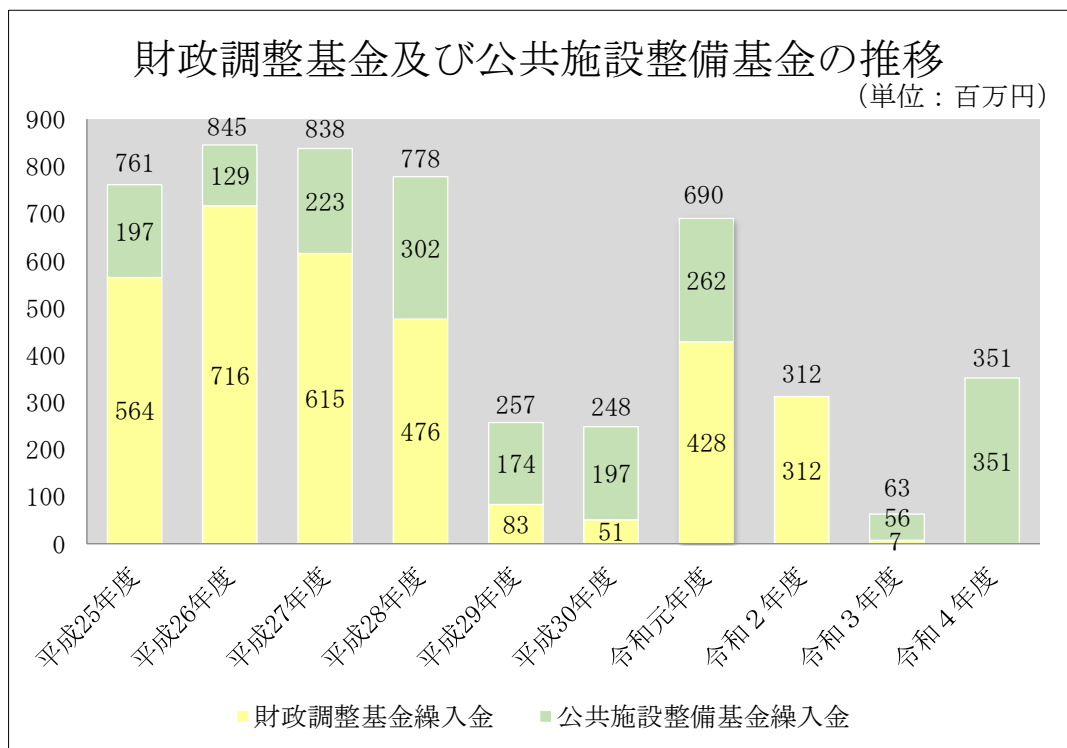


令和4年度はふるさと寄附金の減少により、決算額は967万2千円（前年度比1,123万1千円減、53.7%減）となりました。

1.1 繰入金

一般会計、特別会計及び基金（貯金）の間において、相互資金運用をするためのものであり、主なものとしては、財源調整等のための財政調整基金を取り崩し、一般会計に繰り入れる財政調整基金繰入金があります。

財政調整基金及び公共施設整備基金繰入金の推移



令和4年度は公共施設整備基金繰入金の増等により、決算額は5億5,400万1千円（前年度比2億1,212万3千円増、62.0%増）となりました。

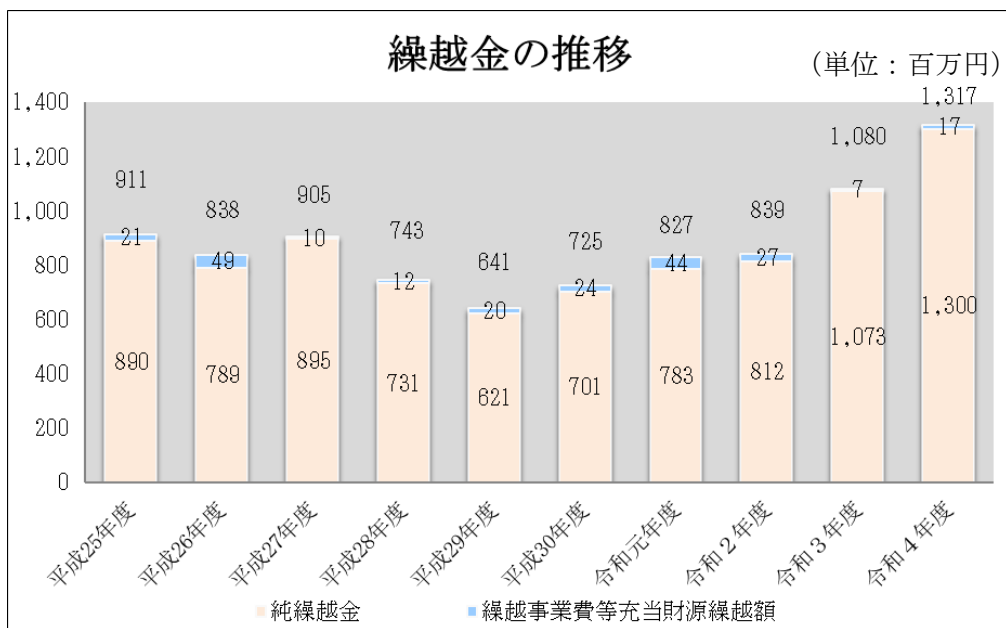
12 繰越金

市の決算剰余金（実質収支）を翌年度に繰り越して使用するものです。

※ 実質収支は下記のとおり算出されます。

$$\begin{aligned} & \text{「歳入決算額－歳出決算額－翌年度に繰り越すべき財源} \\ & \text{＝実質収支額」} \end{aligned}$$

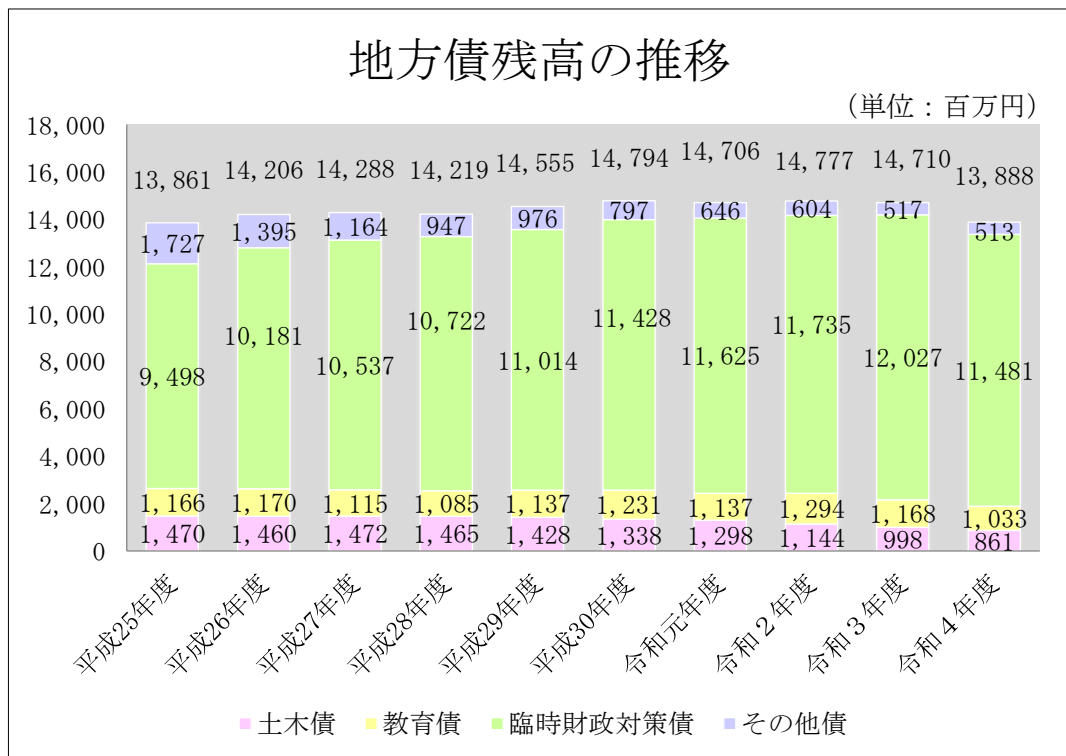
繰越金の推移



1.3 地方債

大規模な建設事業を実施するなど、多額の財源を捻出する必要がある際、その必要な財源を国や東京都、民間金融機関等から借り入れることをいいます。借り入れた地方債は後年度に償還をしていく必要があることから、後年度の負担を増やさないため地方債の発行額を抑制していくことが、今後の財政課題の一つとなります。

地方債現在高の推移



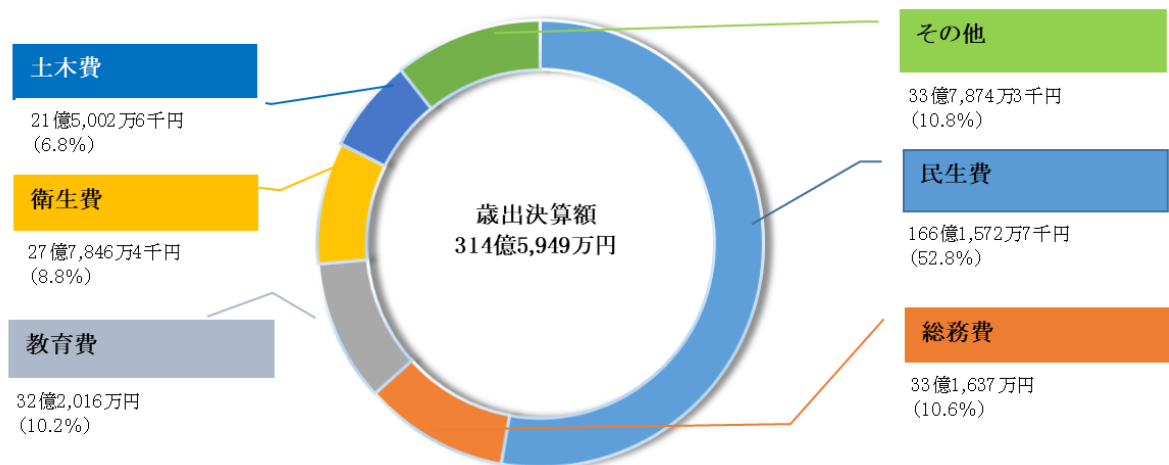
令和4年度は、臨時財政対策債の発行額の抑制等により、決算額は4億2,918万4千円（前年度比7億2,671万6千円減、62.9%減）となりました。

これにより地方債現在高は138億8,791万2千円（前年度比8億2,182万8千円減、5.6%減）となりました。

Ⅲ 歳出の状況

1 目的別歳出

支出した費用を行政の目的別に分類すると、民生費・総務費・教育費・衛生費・土木費・その他の順に財源が使われています。



主な目的別費目

民生費：児童・高齢者・心身障害者・生活保護等福祉に要する費用

総務費：全般的な管理事務等に要する費用

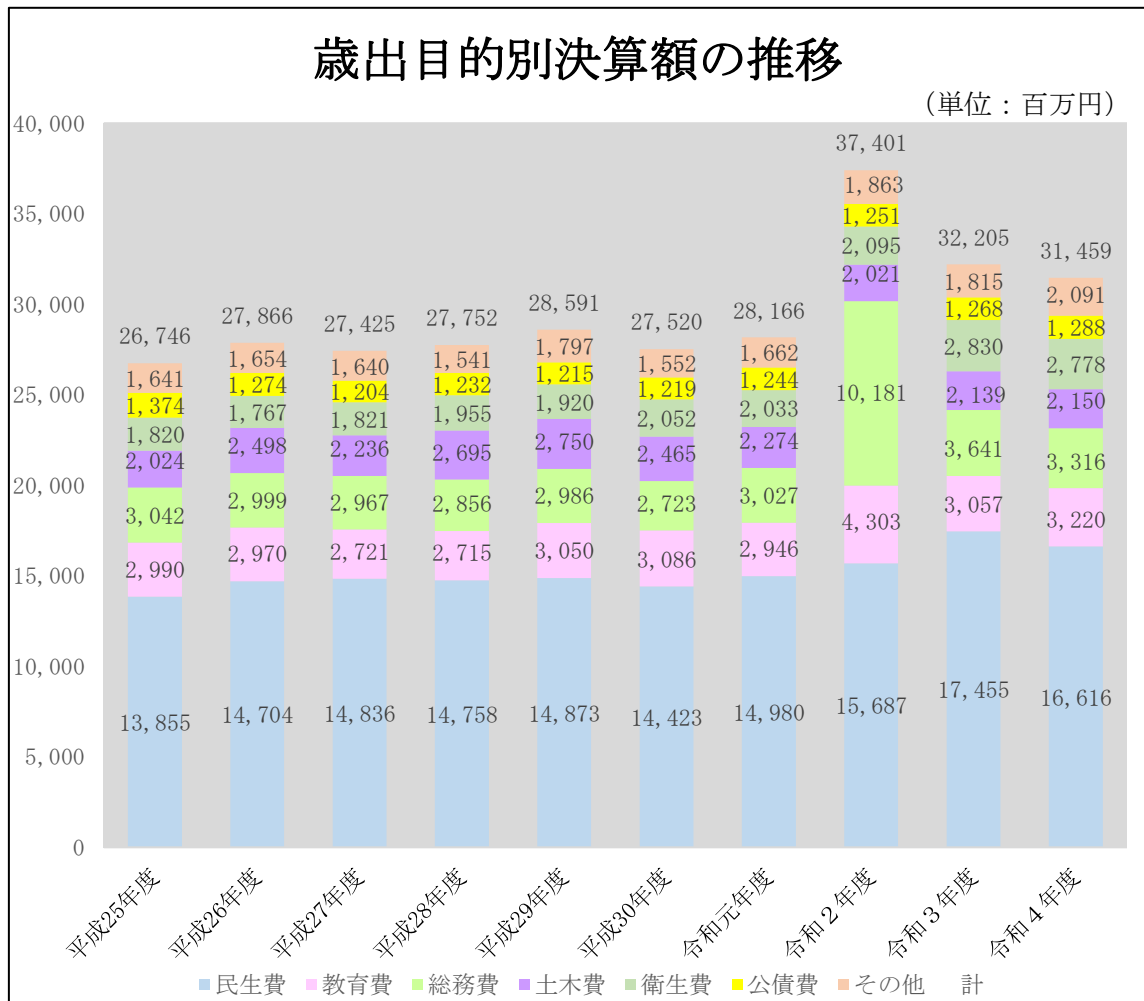
教育費：学校教育や社会教育などに要する費用

衛生費：保健衛生（予防接種等）や清掃（家庭ごみ処理等）に要する費用

土木費：道路橋りょうや河川等インフラ整備に要する費用

※ その他の目的別費目として、商工費（商工振興等）・農林業費（農業振興等）・公債費（地方債借入額に対する元利償還金）などがあります。

歳出目的別決算額の推移



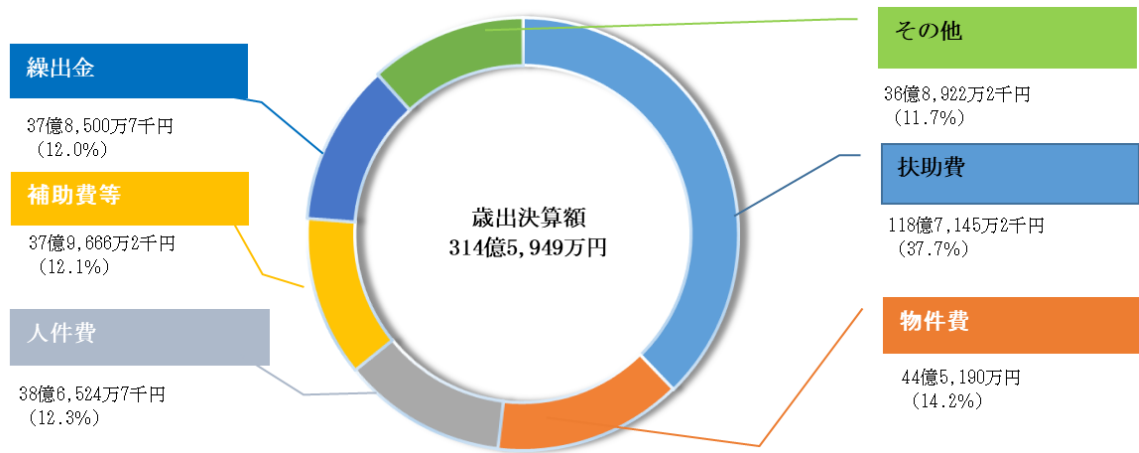
過去10年間の推移の特徴として、民生費については平成25年度と令和4年度の決算額を比較すると約27億円の増加となっており、これは社会福祉費等各福祉関係の費用が年々増加していることによるものです。

令和4年度決算の特徴として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等により、過去の決算額と比較して増加しました。

また、令和2年度に総務費の決算額が増加している要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ経済対策として実施した特別定額給付金給付事業の実施によるものです。

2 性質別歳出

令和4年度に支出した費用を性質別に分類すると、扶助費・物件費・人件費・補助費等・繰出金・その他の順に多くの財源が使われています。



主な性質別費目

扶助費：生活保護法等の法令に基づく被扶助者への支給等に要する経費

物件費：消費的な性質をもつ経費（消耗品費や業務委託費など）

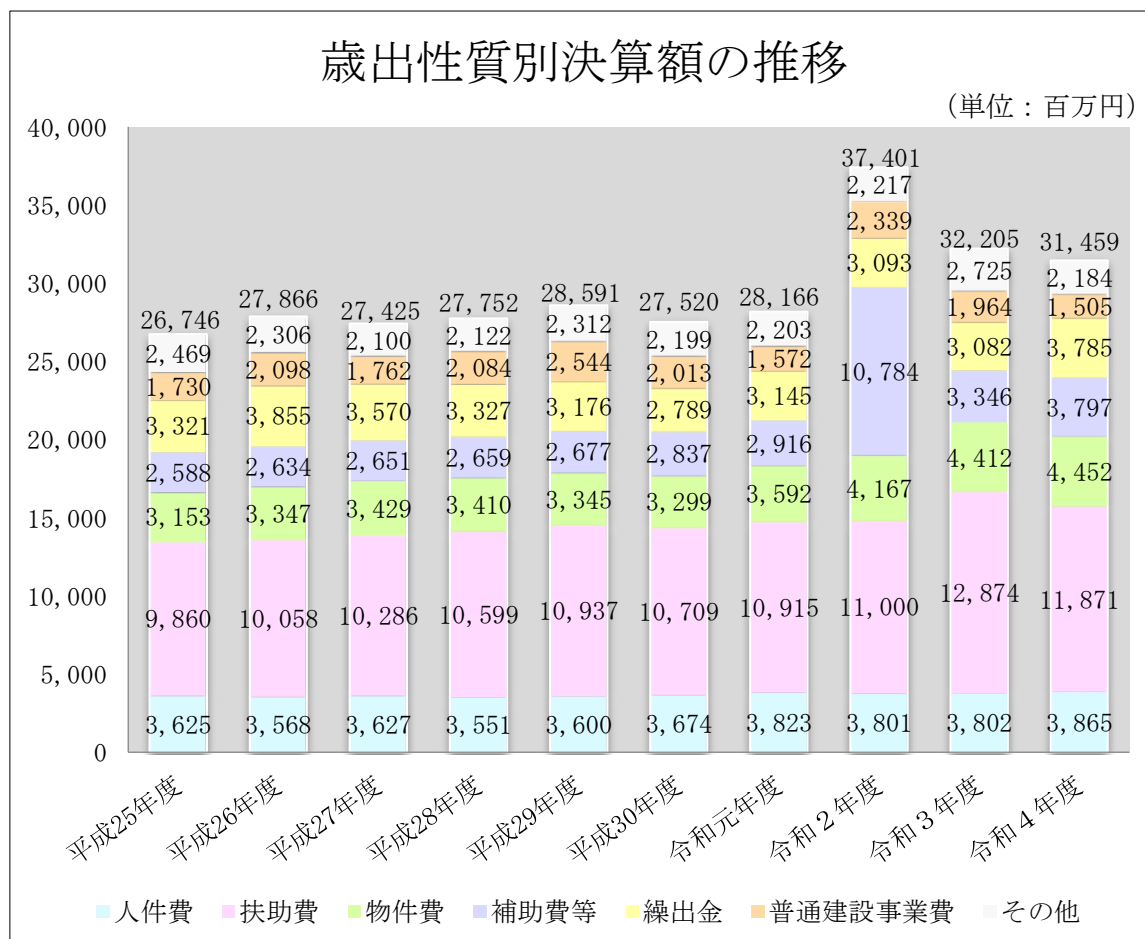
人件費：職員の給与や議員、会計年度任用職員等への報酬などの経費

補助費等：市から行政上の目的により民間団体や市民等に交付される経費

繰出金：一般会計、特別会計及び基金の間で相互に資金運用するための経費

※ その他の経費として、投資的経費（公共施設の改修費用など）などがあります。

歳出性質別決算額の推移



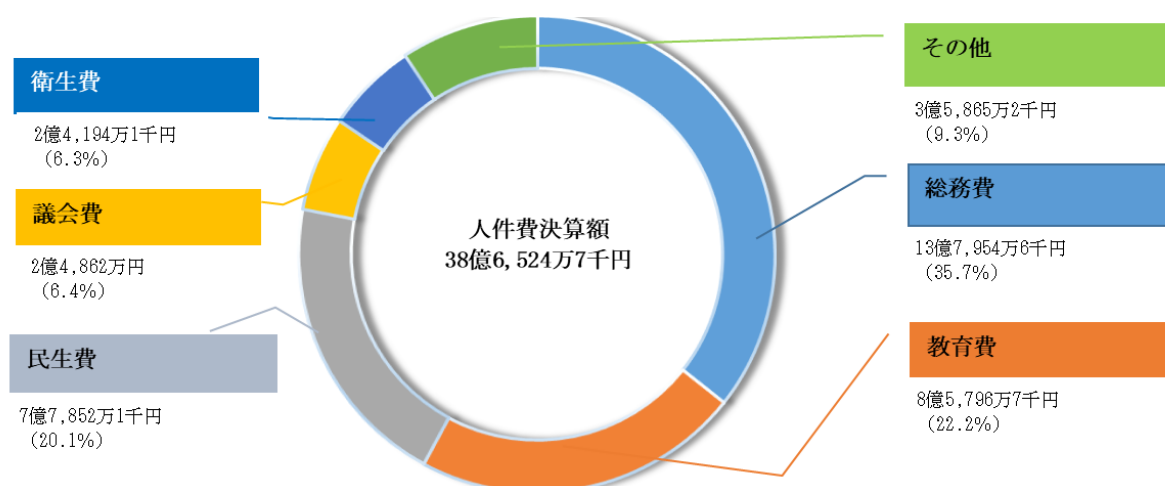
令和4年度の性質別の分類から見た歳出決算額の推移として、目的別分類の事由と同様に、市民に対する各種給付金の性質分類を「扶助費」としていることから、「扶助費」がコロナ禍以前と比べて大幅に増加しています。

また、令和2年度に補助費等の決算額が増加している要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ経済対策として実施した特別定額給付金給付事業の実施によるものです。

3 人件費

特別職職員（市長、副市長及び教育長など）及び職員の給与、会計年度任用職員の報酬、退職金及び議員報酬手当等に係る経費のことをいいます。

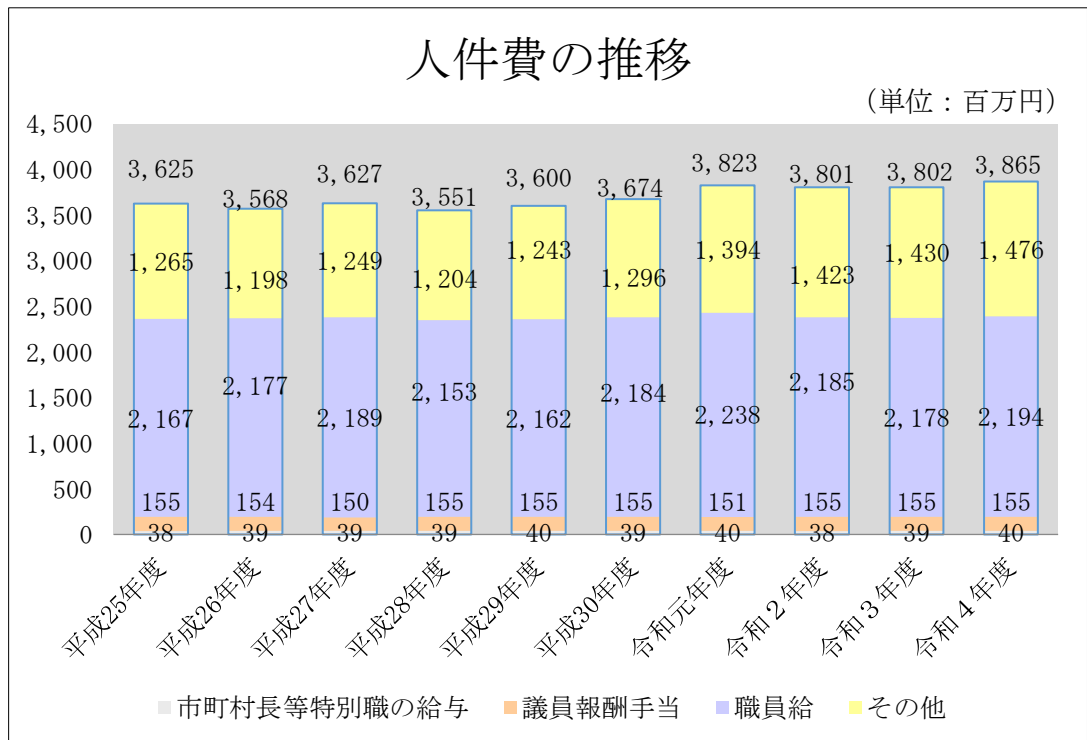
目的別決算額の構成グラフ



令和4年度の人件費決算額を行政の目的別に分類すると、総務費が最も大きな割合を占めています。

総務費は全般的な管理事務等に要する費用を支出する科目であり、職員に係る退職手当組合への負担金の支出、特別職（市長・副市長）への給与費の支出、常勤の一般職員の約3割が総務費に位置づく職員であり本科目から給与費を支出していることから、他の目的別費目と比較して高い割合を占めています。

人件費の推移



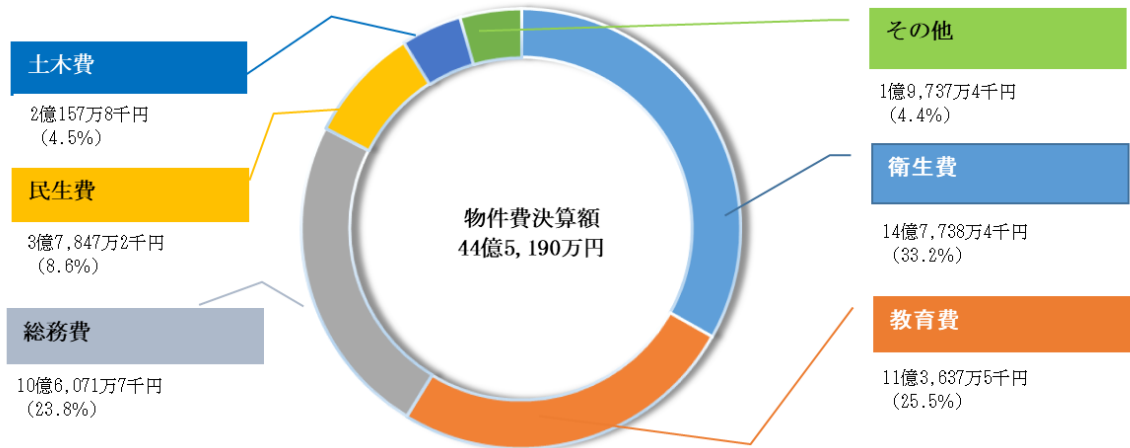
人件費のうち職員給については、期末勤勉手当支給月数の増加等の要因により、21億9,358万7千円（前年度比1,539万6千円増、0.7%増）となりました。

また、人件費のうちその他については、各種給付金給付事業等に係る会計年度任用職員の雇用数が増加したこと等の要因により、14億9,448万円（前年度比6,457万6千円増、4.5%増）となりました。

4 物件費

消費的な費用（支出の効果が単年度又は極めて短期間で終わるもの）の総称であり、業務委託費や消耗品費・備品購入費等を指します。

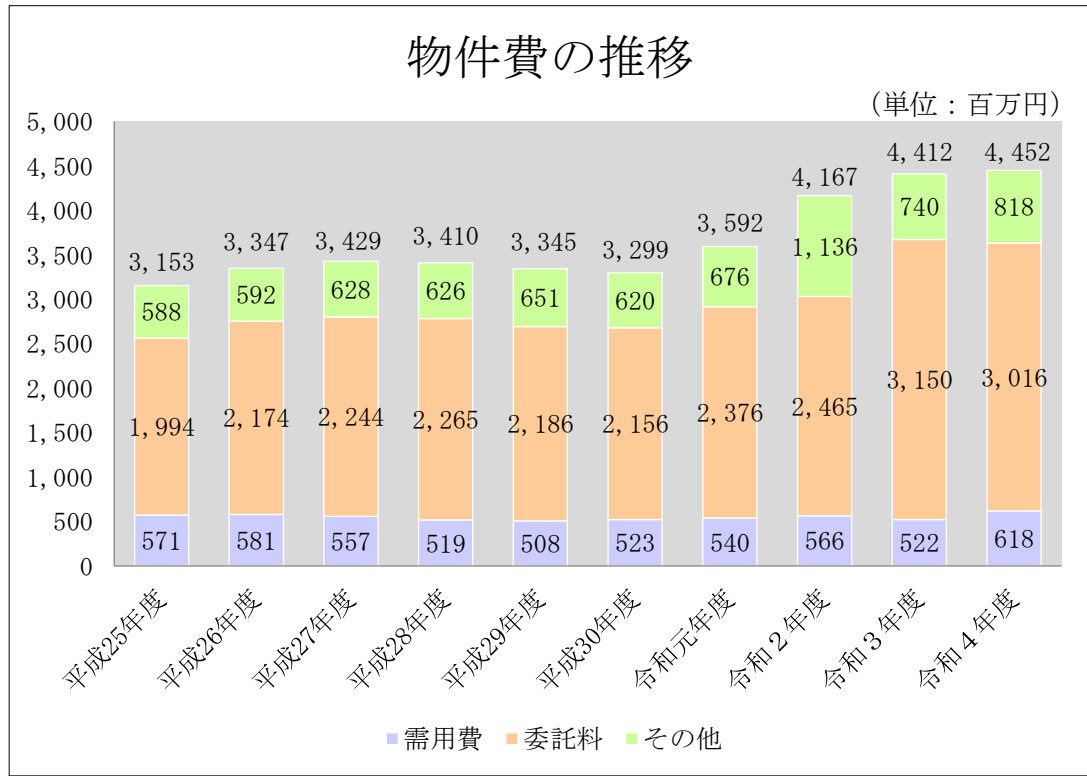
目的別決算額の構成グラフ



令和4年度の物件費決算額を行政の目的別に分類すると、衛生費が最も大きな割合であり、その次に教育費が高い割合を占めています。

令和4年度は家庭ごみ有料化に伴う戸別収集の実施に伴い塵芥収集運搬委託料が増加したことから、衛生費が他の目的別費目と比較して高い割合を占めています。また、教育費は小中学校等の施設に係る光熱水費が高騰したことから、割合が高くなっています。

物件費の推移



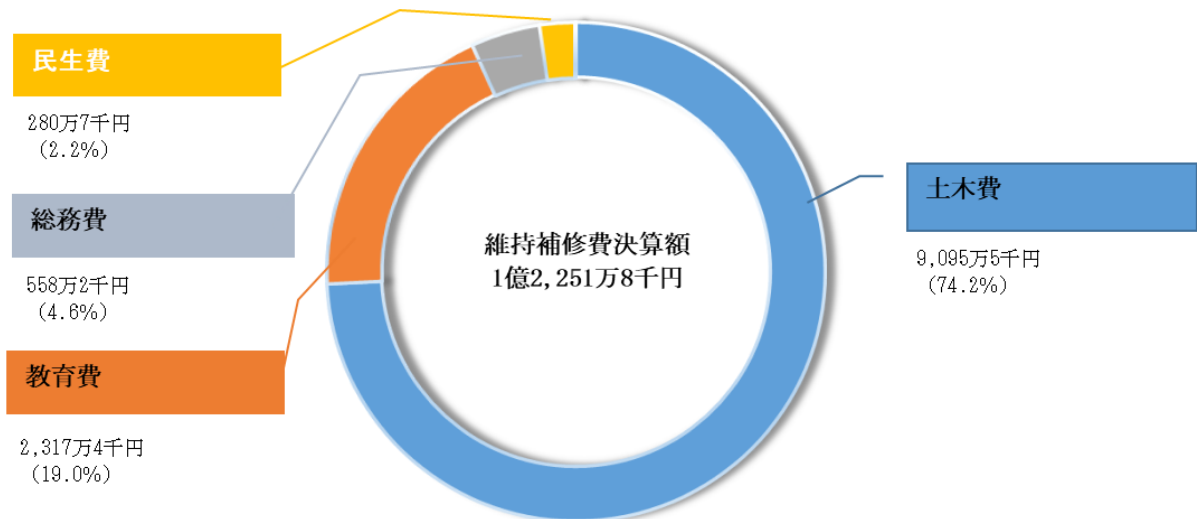
物件費のうち委託料については、令和3年度市内事業者応援券発行事業委託料の皆減等により、30億1,609万9千円（前年度比1億3,375万9千円減、4.2%減）となりました。

物件費全体については、物価高騰による光熱水費等の増加により、44億5,190万円（前年度比4,017万6千円増、0.9%増）となりました。

5 維持補修費

市が管理する公共用又は公用施設や道路・歩道などの効用を維持するための費用のことをいいます。

目的別決算額の構成グラフ

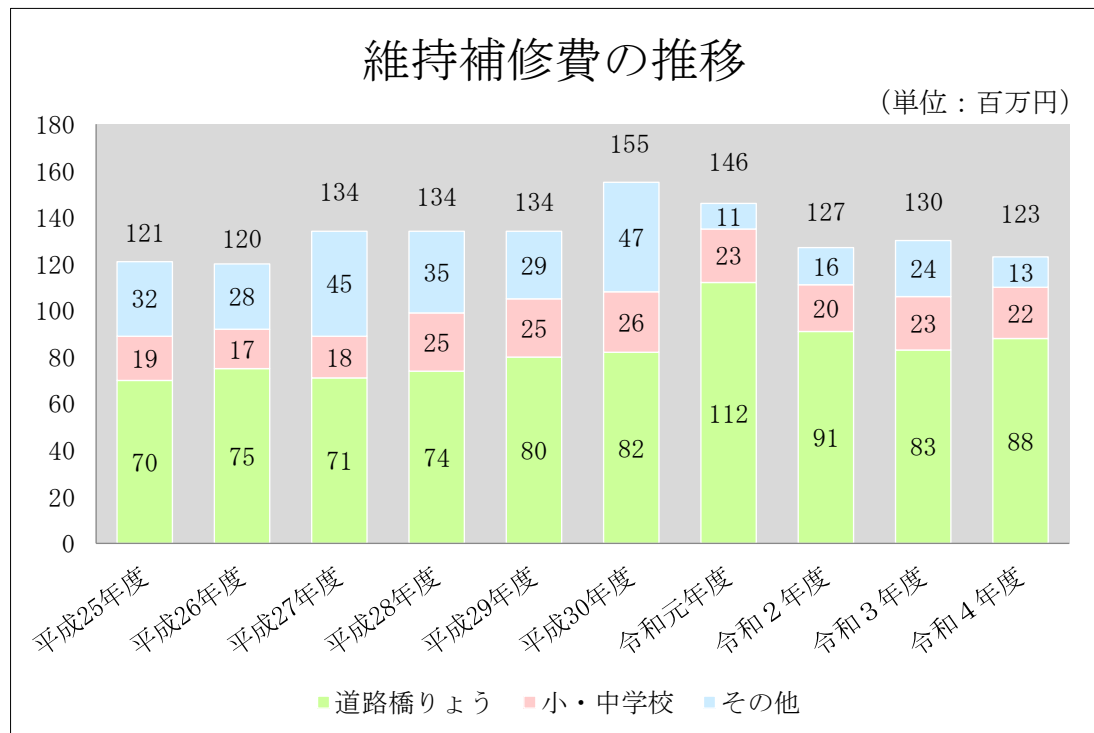


令和4年度の維持補修費決算額を行政の目的別に分類すると、土木費が最も大きな割合を占めています。

土木費では、道路の清掃や植樹帯及び街路樹の剪定、雨水吸込層等の浚渫などインフラ施設の維持管理をしており、他の目的別費目と比較して高い割合を占めています。

その他の目的別費目では、公用・公共施設等の維持管理をしており、教育費は学校施設等、総務費は市庁舎や学習等供用施設などというように、目的別費目ごとに施設を区分し維持管理をしています。

維持補修費の推移

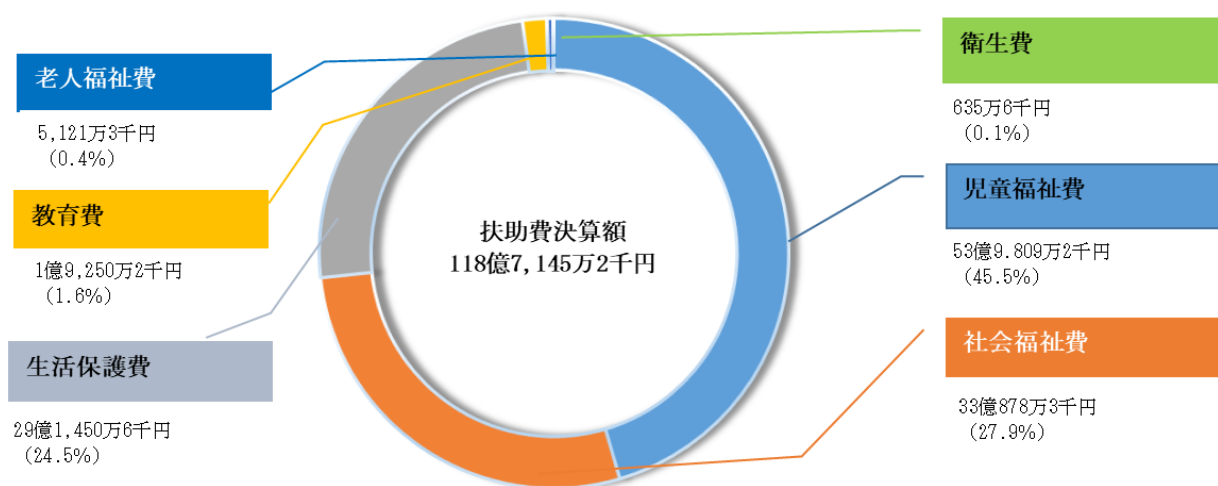


令和4年度の維持補修費は、小・中学校に係る修繕が前年度より少なかったことから、1億2,251万8千円（702万円減、5.4%減）となりました。

6 扶助費

社会保障制度の一環として現金の支給や障害者に対する居宅介護などのサービス給付等の費用です。生活保護法、児童福祉法、障害者総合支援法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。

目的別決算額の構成グラフ

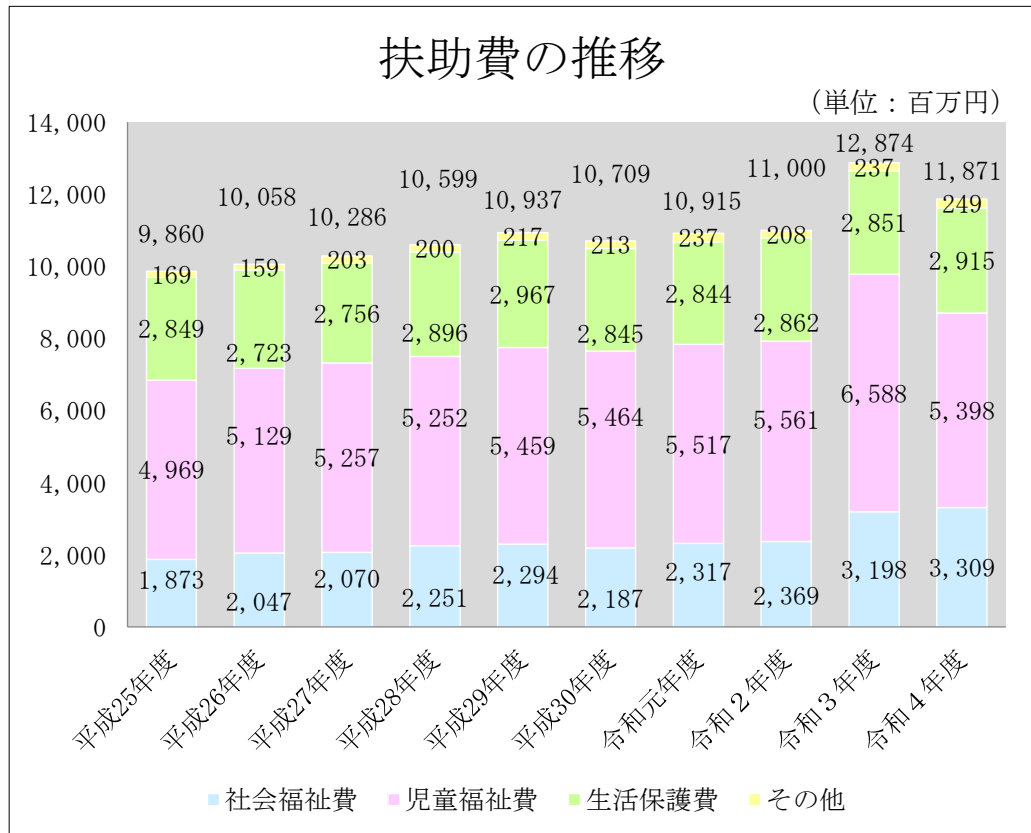


令和4年度の扶助費決算額を行政の目的別に分類すると、民生費が構成割合の98.3%を占めています。どの目的にいくら支出しているかをより細分化するため、民生費を下記費目に細分化しています。

※細分化費目

- 児童福祉費 保育所の運営委託費や小児医療助成等に要する費用
- 社会福祉費 障がい者の方の介護や自立支援等に要する費用
- 生活保護費 病気などにより生活に困っている方への支援に要する費用
- 老人福祉費 高齢者への生活支援などに要する費用

扶助費の推移



児童福祉費については、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等の減等により、53億9,809万2千円（11億8,927万6千円減、18.1%減）となりました。

社会福祉費については、介護給付費・訓練等給付費や放課後等デイサービス費など障害福祉費が年々増加傾向にあり、また電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業の実施により、33億878万3千円（1億1,033万7千円増、3.4%増）となりました。

厳しい社会情勢を踏まえ、扶助費については今後も増加していくことが見込まれることから、扶助費の増加率を踏まえた財政運営を行う必要があります。

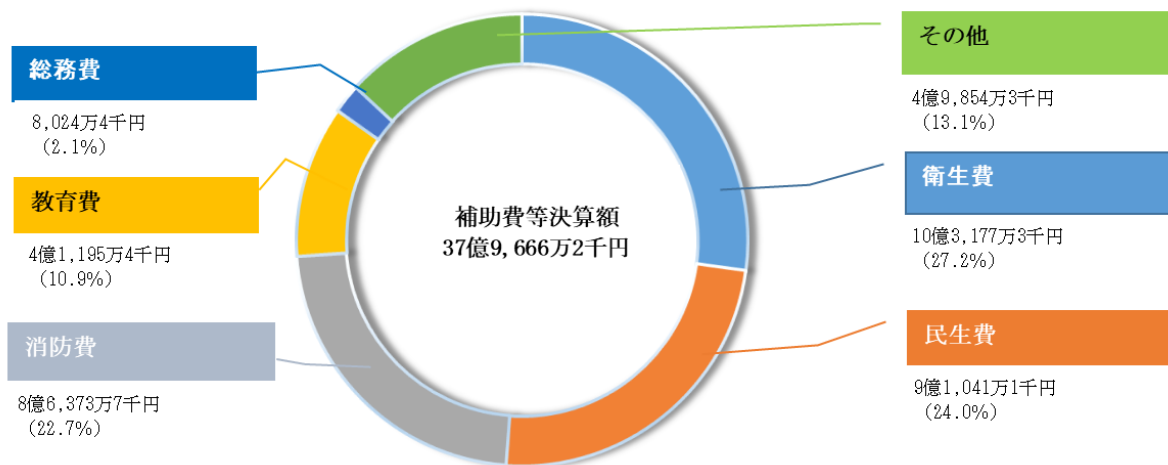
7 補助費等

国・都支出金の過年度分返還金のほか、市民団体などへの補助交付金、瑞穂斎場組合や湖南衛生組合など一部事務組合※への負担金、謝礼などの報償費、自動車損害賠償責任保険料などが含まれます。

※ 一部事務組合

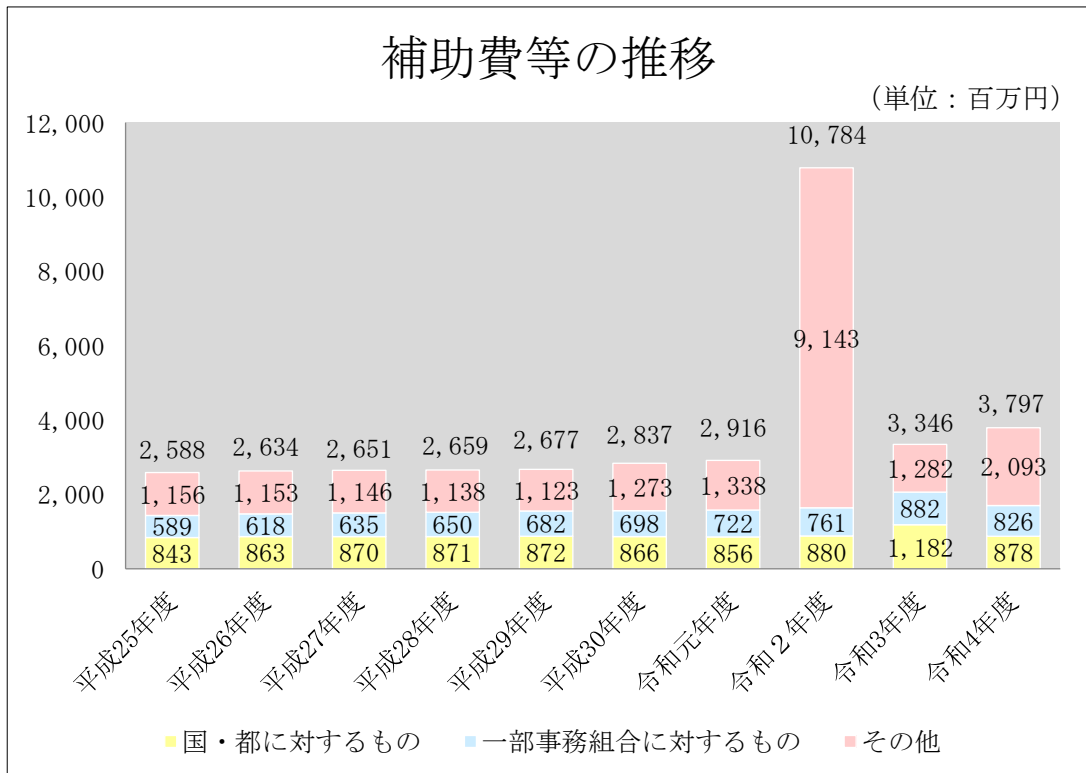
複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する行政機関です。本市では、ごみ・し尿処理、火葬場関係、その他事務を執り行う一部事務組合に加入（計 8 組合）し、毎年度負担金を支出しています。

目的別決算額の構成グラフ



令和 4 年度の補助費等決算額を行政の目的別に分類すると、衛生費が最も大きな割合を占めています。主に小平・村山・大和衛生組合負担金や東京たま広域資源循環組合負担金等一部事務組合に対する負担金が大な割合を占めています。

補助費等の推移



令和4年度の補助費等のうちその他については、原油価格高騰対策支援金の皆増等により、20億9,258万7千円（前年度比8億1,087万2千円増、63.3%増）となりました。

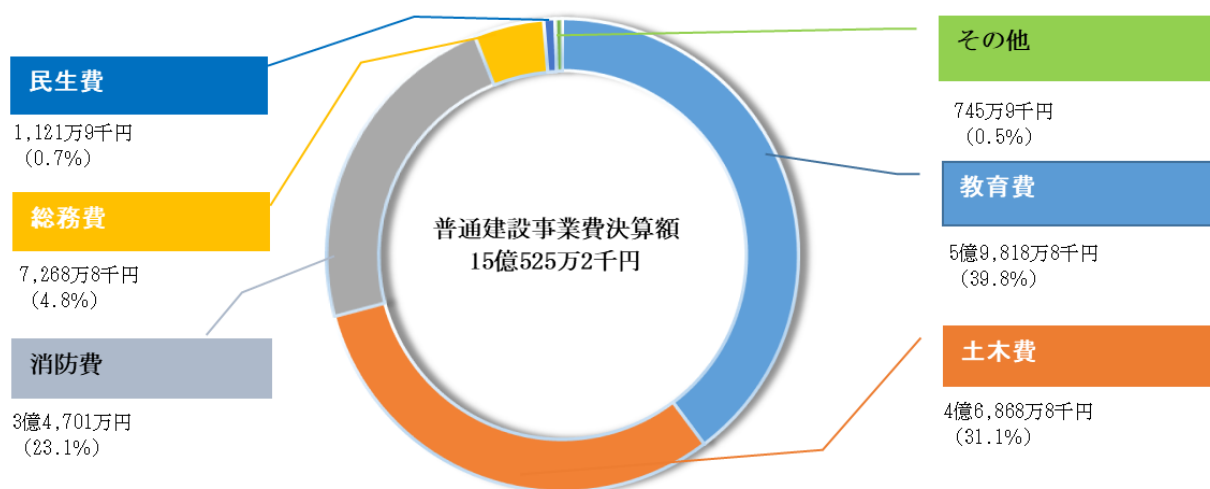
補助費等のうち一部事務組合に対するものについては、ごみ処理を実施する小平・村山・大和衛生組合への負担金額が負担割合の変動により減少したため、8億2,576万1千円（5,655万4千円減、6.4%減）となりました。

なお、令和2年度に補助費等の決算額が増加している要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ経済対策として実施した特別定額給付金給付事業の実施によるものです。

8 普通建設事業費

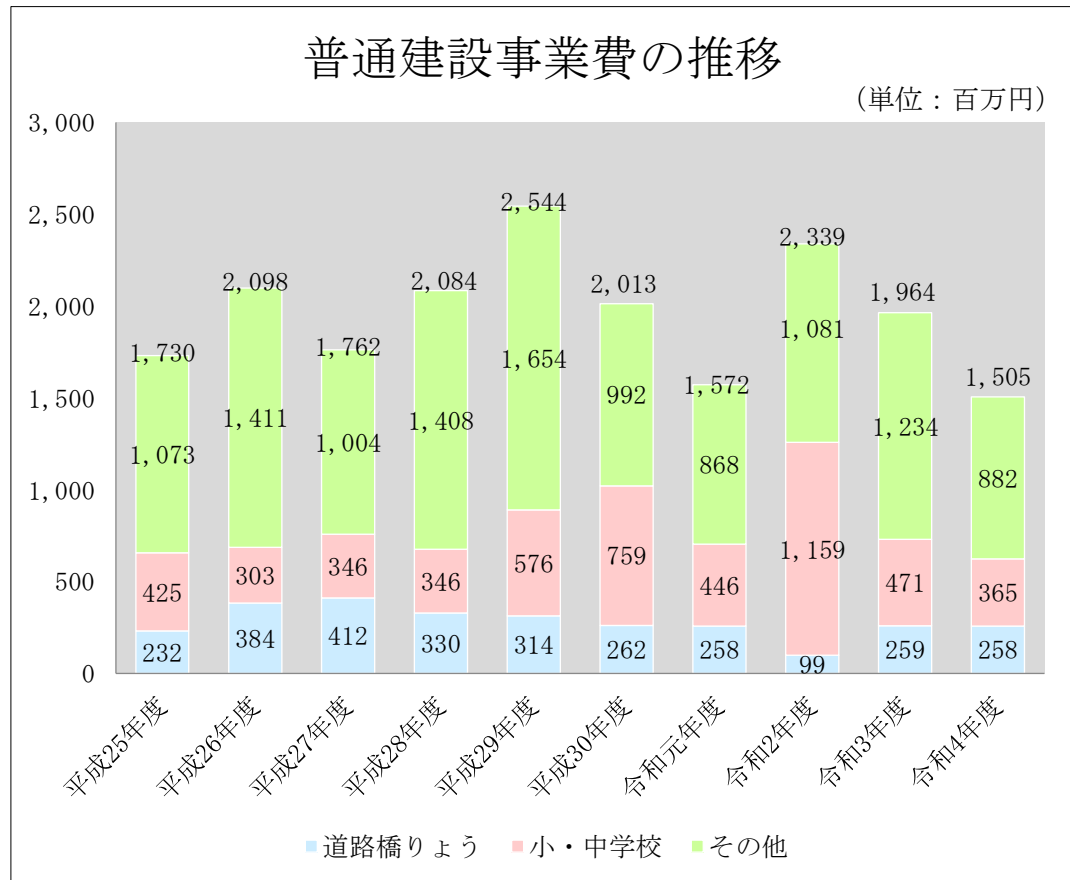
道路の築造や施設の新築・改築などの建設事業に要する費用のことをいいます。工事請負費、工事監理委託料のほか、資本形成に係る補助金や人件費などもここに含まれます。

目的別決算額の構成グラフ



令和4年度の普通建設事業費決算額を行政の目的別に分類すると、大南地区学習等供用施設空調設備改修工事の皆増等により教育費が最も大きな割合を占めています。目的別費目ごとに整備する施設を区分しており、教育費は学校教育施設や社会教育施設など、土木費は道路や河川などインフラ施設の整備を実施しています。

普通建設事業費の推移



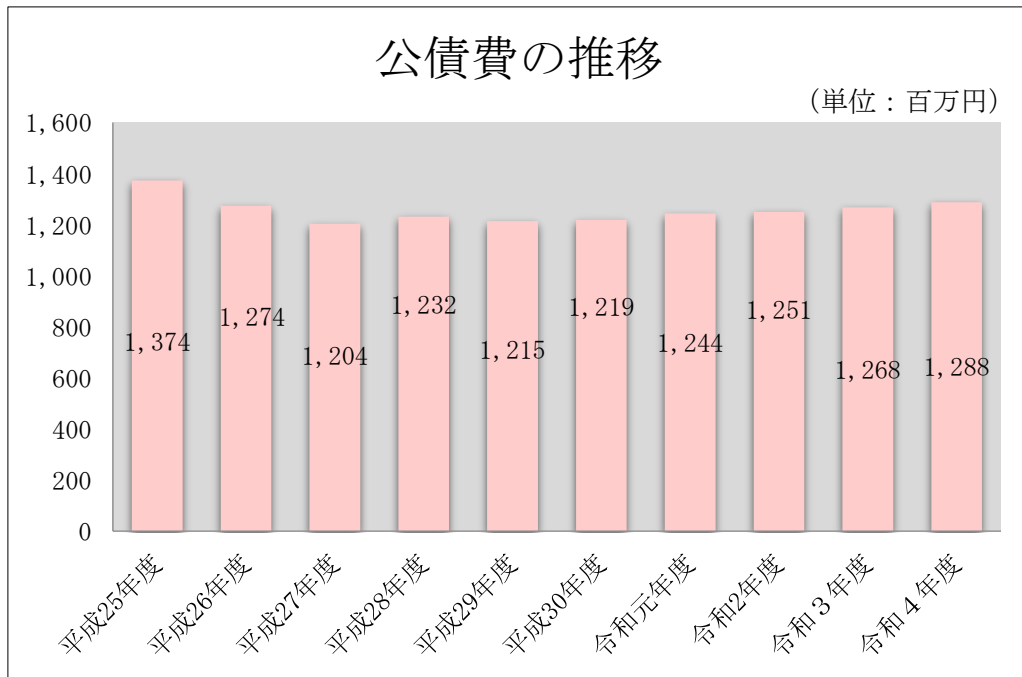
令和4年度の普通建設事業費のうち、その他については、民間保育所施設整備助成経費の皆減等により、8億8,226万5千円（前年度比3億5,227万円減、28.5%減）となりました。

普通建設事業費については、公共施設の老朽化が進んでいることから、今後費用の増加が見込まれるため、公共施設等総合管理計画に基づき施設の統廃合等を計画的に進めていく必要があります。

9 公債費

市債（市の借金）を返済する元利償還金（元金と利子）と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。

公債費の推移

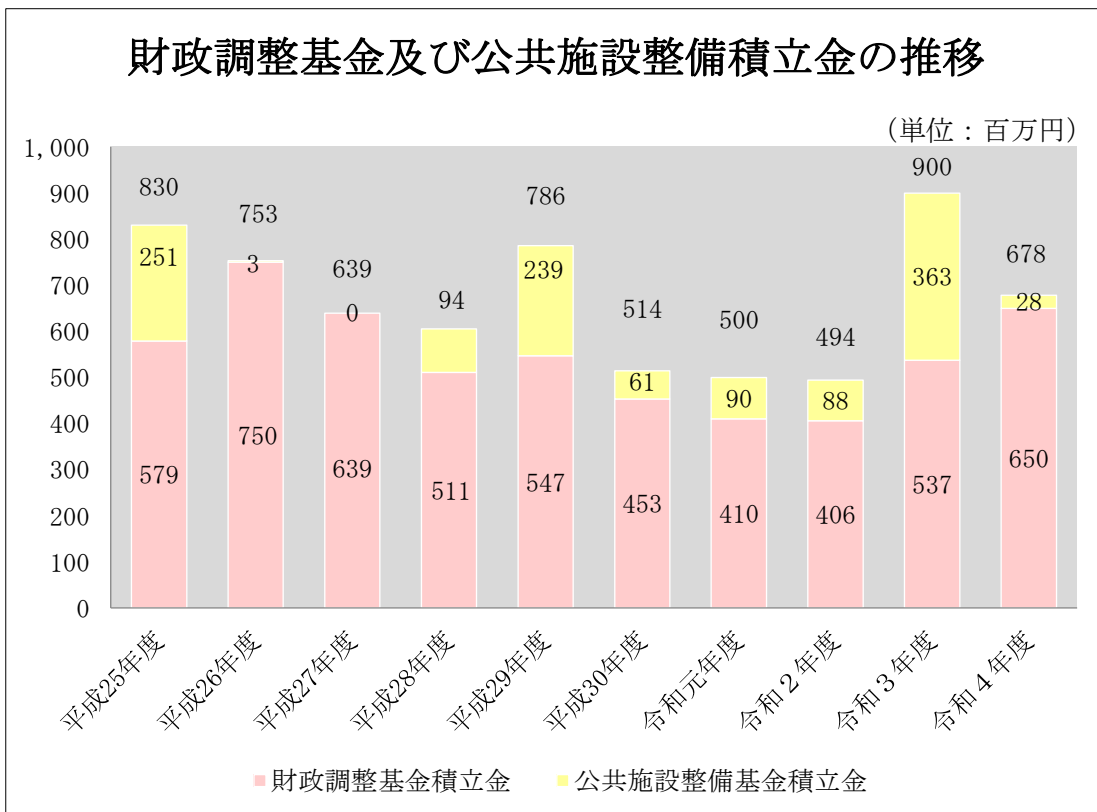


令和4年度の公債費は、臨時財政対策債等の元利償還金が増加したことから、12億8,802万4千円（前年度1,958万7千円増、1.5%増）となりました。

10 積立金

財政調整基金や公共施設整備基金等の基金に積み立てるための費用のことをいいます。

積立金の状況

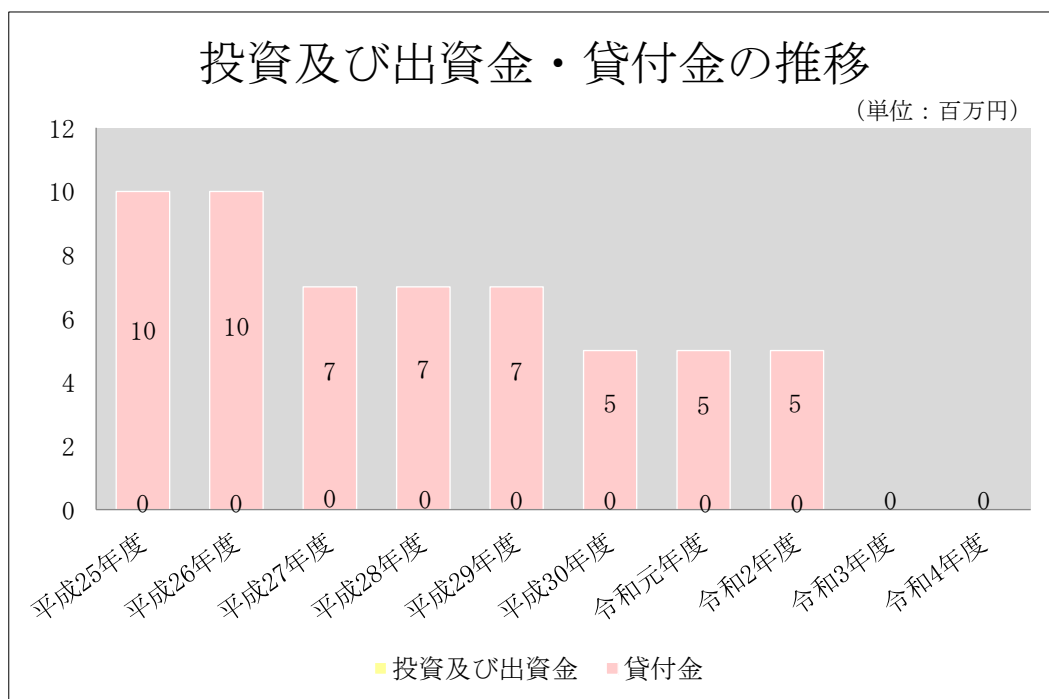


1 1 投資及び出資金、貸付金

公益上の必要性などの見地から出資する経費、財団法人等への出捐金、地方公共団体金融機構への出資金などの費用です。

また、貸付金とは直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けを行う場合の経費で、シルバー人材センター運営資金貸付金などがあります。

投資及び出資金、貸付金の推移



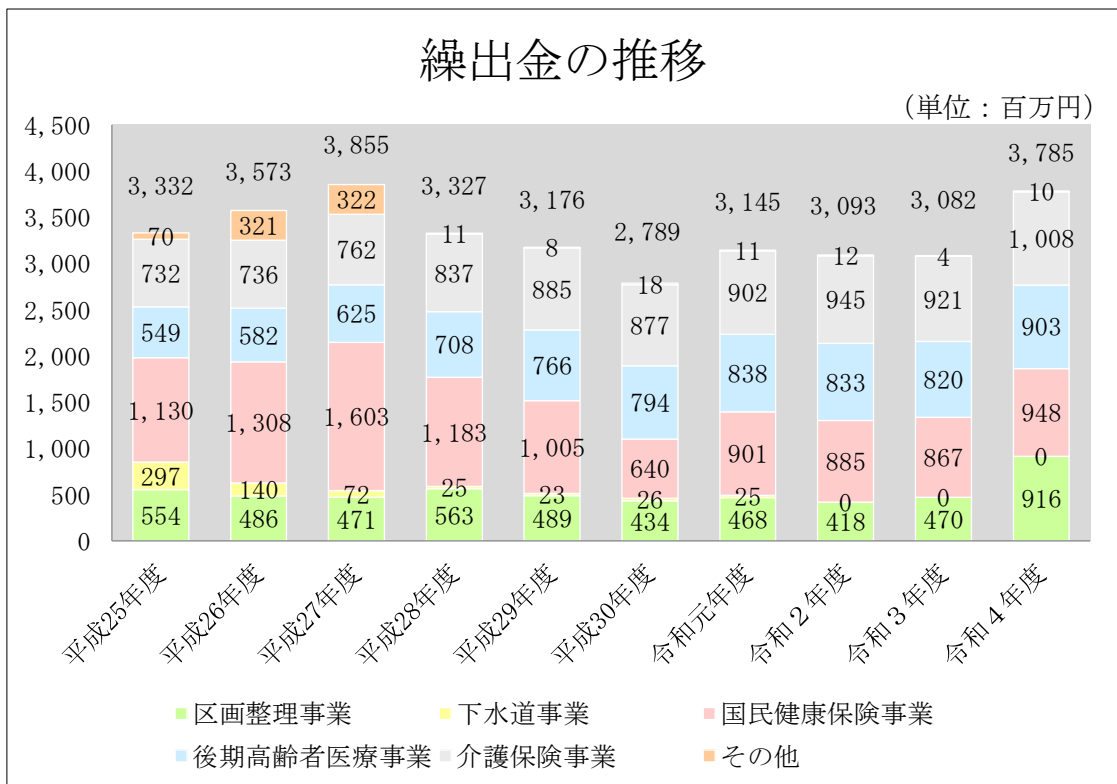
令和4年度は、私立幼稚園入園支度金貸付金の皆減により、決算額としては0円（前年度8万円減）となりました。

1 2 繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される費用のことをいいます。

また、定額運用基金（土地開発基金）に積み立てる場合もここに含まれます。

繰出金の推移



令和4年度の繰出金は、都市核地区土地区画整理事業特別会計繰出金をはじめ、各特別会計において繰出金が増加したことから、37億8,500万7千円（前年度比7億308万円増、22.8%増）となりました。

なお、令和2年度から下水道事業会計が公営企業会計に移行したため、支出科目は繰出金から補助費等へ変更しました。

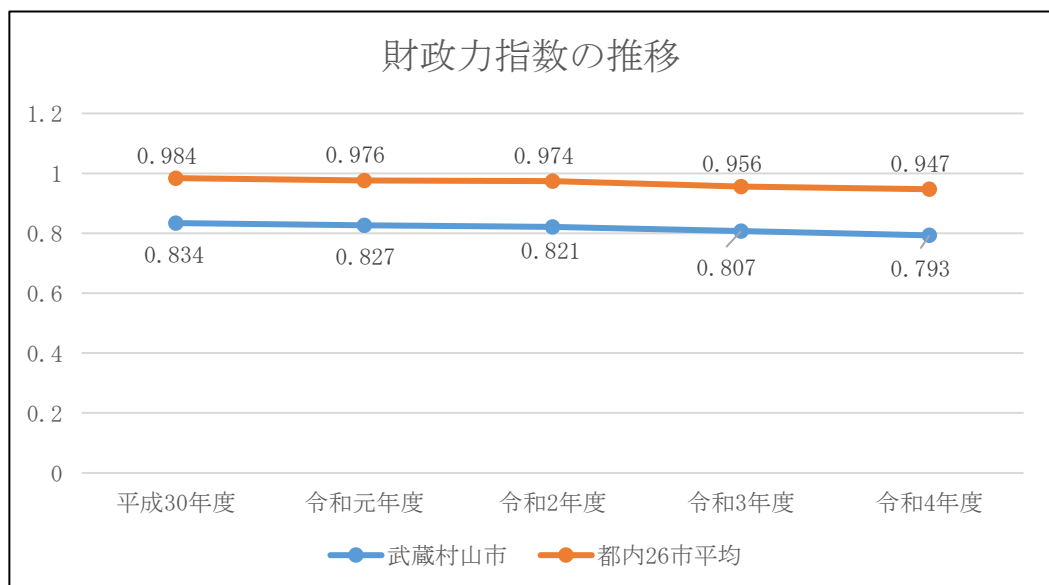
IV 財政指標・地方財政健全化の状況

1 主な財政指標

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標として用いられ、普通交付税算定に用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値であり、算出数値が高いほど財政力が強いことを示しています。

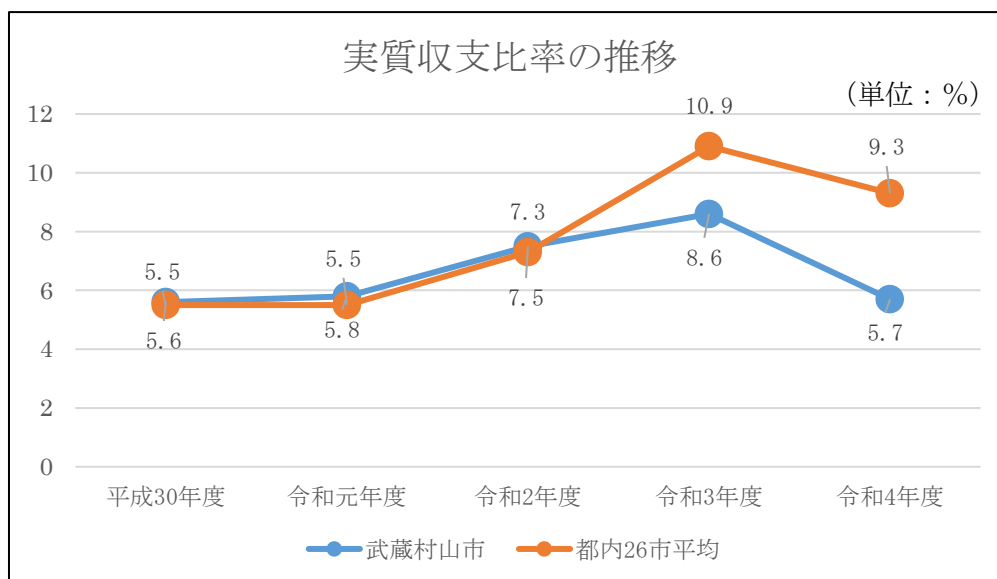
また、財政力指数が1.0を上回った場合は、国から地方交付税が交付されない不交付団体となります。



過去5年間の推移としては、前年度より0.014ポイント低下、平成30年度からは0.041ポイント低下しており、都内26市平均と比較しても低い水準にあり、基準財政需要額に対する基準財政収入額が他市と比較して低いことを示しています。

(2) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合の指標であり、財政運営の状況を判断する指標の一つとなります。一般的には、3～5%程度が望ましいとされています。

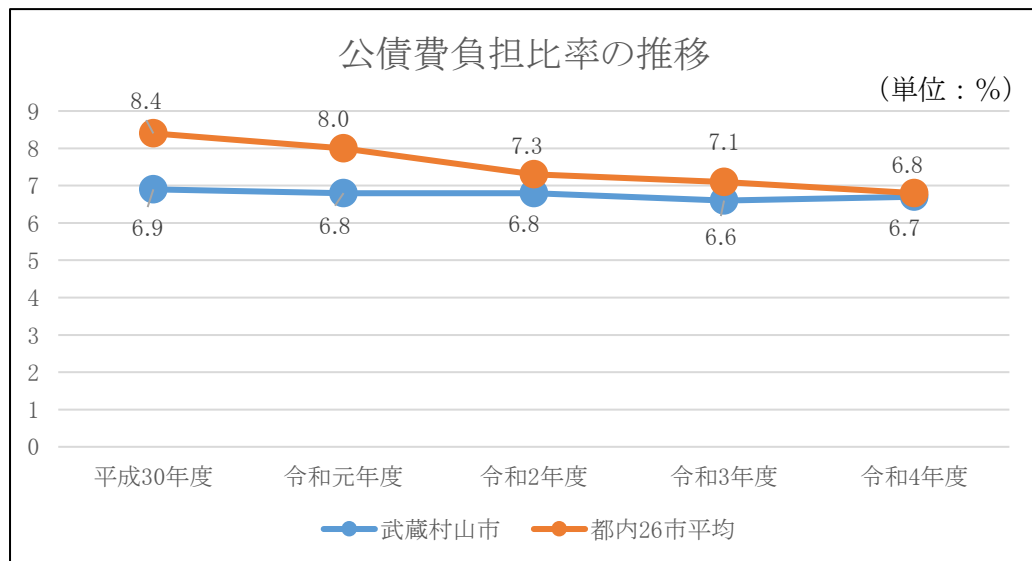


令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対策として実施した各種給付金給付事業やワクチン接種経費の減により、歳入、歳出ともに減となったため、前年度と比較し実質収支額が約5億円の減、標準財政規模に占める割合では2.9ポイントの減となりました。

今後も、事務事業の見直し・統廃合など歳出の合理化等行財政改革を推進し、健全な行財政運営に努めていきます。

(3) 公債費負担比率

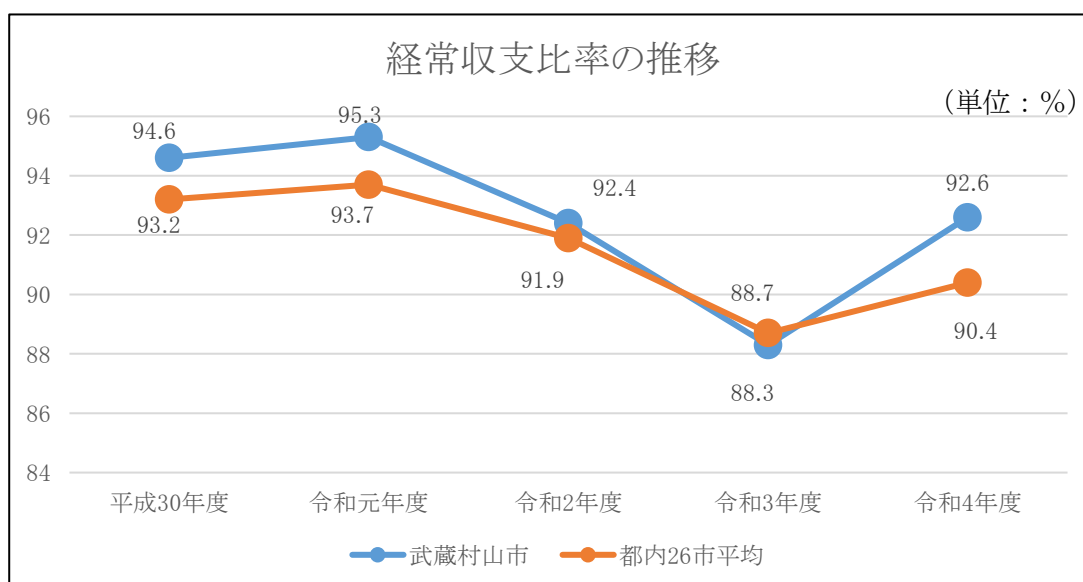
公債費へ充当した一般財源の一般財源総額に対する割合であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。



5年間の推移としては、都内26市の平均値と比較すると低い水準で推移しています。今後は、臨時財政対策債の発行額を抑制することで地方債在高が減少し、公債費の減少を見込みますが、一方で多摩都市モノレールの市内延伸や公共施設の老朽化に伴う施設整備事業に対する地方債の発行が見込まれるため、指数の変動に注意する必要があります。

(4) 経常収支比率

市税・地方交付税・譲与税・税連動交付金（地方消費税交付金など）など毎年経常的に収入される財源が、人件費・扶助費・公債費など経常的な経費にどの程度充てられているかを示す指数で、財政構造の弾力性を表すものです。この比率が低いほど臨時的な経費（社会情勢の変化に対応するための臨時的な政策的経費や普通建設事業費など）に使用できる財源を確保できることとなります。



令和4年度は、臨時財政対策債の発行額の抑制により市債が大幅に減少したことから経常的収入が減少し、前年度より4.3ポイント悪化し、92.6%となりました。

なお、令和3年度の比率が低い要因としては、普通交付税の追加交付により経常的収入が大幅に増加したことによるものです。

2 地方財政健全化とは

一部の自治体の著しい財政悪化が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題があり、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速に対応を取るため、平成 21 年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されました。

(1) 早期健全化基準と財政再生基準、経営判断化基準

	早期健全化基準		財政再生基準	
実質赤字比率	市	11.25%~15%	市	20%
連結実質赤字比率	市	16.25%~20%	市	30%
実質公債費比率	市	25%	市	35%
将来負担比率	市	350%		

	経営健全化基準	
資金不足比率 (公営企業会計ごと)	市	20%

○上記基準を超過した場合

- ・ 早期健全化基準以上の場合⇒公表年度末までに「財政健全化計画」を定める
- ・ 財政再生基準以上の場合 ⇒公表年度末までに「財政再生計画」を定める
- ・ 経営健全化基準以上の場合⇒公表年度末までに「経営健全化計画」を定める

(2) 健全化判断比率等の対象会計範囲

対象会計範囲		武蔵村山市の対象会計範囲	財 政 指 標		
一般会計	普通会計	武蔵村山市 一般会計	比 実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	比 資 金 不 率 足
特別会計	公営事業 会 計	都市核地区土地区画整理事業 特別会計(公営企業会計以外分) ※			
		国民健康保険事業特別会計			
		介護保険特別会計			
		後期高齢者医療特別会計			
公営 企業 会計		都市核地区土地区画整理事業 特別会計(公営企業会計分) ※			
		下水道事業会計			
一部事務組合 広 域 連 合		小平・村山・大和衛生組合			
		東京たま広域資源循環組合			
		瑞穂斎場組合			
		湖南衛生組合			
		東京市町村総合事務組合			
		市町村職員退職手当組合			
		議員公務災害補償等組合			
		東京都後期高齢者医療広域連合			
地 方 公 社 第三セクター等		武蔵村山市土地開発公社			
				実 質 公 債 費 比 率	將 来 負 担 比 率

※ 都市核地区土地区画整理事業の普通会計・公営企業会計の区分は、「地方公営企業会計決算状況調査表作成要領」に基づき、国庫補助対象事業費を普通会計対象事業費とし、その他事業費は公営企業会計対象事業費としています。

3 健全化判断比率・資金不足比率の状況

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

令和4年度の実質赤字比率は、令和3年度に引き続き赤字がなかったことから「-」となりました。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支額}}{\text{標準財政規模}}$$

算定推移

(単位:千円)

年度 算定項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①実質収支	621,182	700,772	783,160	811,541	1,073,374	1,299,819	833,437
②繰上充用額	0	0	0	0	0	0	0
③支払繰延額	0	0	0	0	0	0	0
④事業繰越額	0	0	0	0	0	0	0
④小計(①～④の合計)	621,182	700,772	783,160	811,541	1,073,374	1,299,819	833,437
⑤標準財政規模	13,648,306	13,787,598	13,909,195	13,901,909	14,273,046	15,049,194	14,614,916
実質赤字比率 (④/⑤×100)	-	-	-	-	-	-	-

※実質赤字比率が黒字の場合は「-」表示となります。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

令和4年度の連結実質赤字比率は、令和3年度に引き続き赤字がなかったことから「-」となりました。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の実質収支(資金不足)額}}{\text{標準財政規模}}$$

算定推移

(単位:千円)

算定項目	年度						
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①一般会計	621,182	700,772	783,160	811,541	1,073,374	1,299,819	833,437
②国民健康保険事業特別会計	455,731	446,757	180,179	157,931	240,756	242,558	182,770
③下水道事業会計	125,568	40,239	84,374	95,628	129,504	326,337	569,429
④介護保険特別会計	177,876	186,080	187,871	102,631	91,578	57,889	197,727
⑤都市核地区土地区画 整理事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0
⑥後期高齢者医療特別 会計	49,807	72,003	60,834	58,486	44,770	43,496	61,321
④小計(①～⑥の合計)	1,430,164	1,445,851	1,296,418	1,226,217	1,579,982	1,970,099	1,844,684
⑧標準財政規模	13,648,306	13,787,598	13,909,195	13,901,909	14,273,046	15,049,194	14,614,916
連結実質赤字比率 (④/⑧×100)	-	-	-	-	-	-	-

※連結実質赤字比率が黒字の場合は「-」表示となります。

(3) 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

令和4年度の実質公債費比率は、元利償還金の増加などにより、令和2年度から令和4年度までの3か年平均の実質公債費比率は0.6ポイント増加し1.4%となりました。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額に算入される元利償還金等})}{\text{標準財政規模} - (\text{基準財政需要額に算入される元利償還金等})}$$

算定推移

(単位:千円,%)

年度 算定項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①元利償還金	1,235,283	1,217,683	1,222,032	1,247,195	1,254,450	1,271,550	1,289,961
②公営企業繰入金	126,175	115,339	110,552	118,843	173,908	130,910	228,347
③一部事務組合負担金	63,956	52,068	45,252	43,876	31,892	34,767	40,017
④公債費に準ずる債務負担行為	36,530	34,865	35,148	33,560	48,008	62,726	62,726
⑤その他公債費	0	0	0	0	0	0	0
⑥特定財源	328,207	306,102	293,936	293,134	267,326	188,161	211,321
⑦基準財政需要額に算入された公債費	1,171,684	1,148,168	1,150,179	1,115,097	1,108,570	1,121,491	1,146,956
④小計(「①～⑤の合計」-⑥-⑦)	▲ 37,947	▲ 34,315	▲ 31,131	35,243	132,362	190,301	262,774
⑧標準財政規模	13,648,306	13,787,598	13,909,195	13,901,909	14,273,046	15,049,194	14,614,916
⑧小計(⑧-⑦)	12,476,622	12,639,430	12,759,016	12,786,812	13,164,476	13,927,703	13,467,960
実質公債費比率(単年度) (A)÷(B)×100)	▲ 0.30	▲ 0.27	▲ 0.24	0.28	1.01	1.37	1.95
実質公債費比率 (3カ年平均)	▲ 0.7	▲ 0.3	▲ 0.2	0.0	0.2	0.8	1.4

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高（債務負担行為）を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

なお、将来負担比率には財政再生基準は設けられていません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

算定推移

(単位:千円)

算定項目	年度						
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①地方債残高	14,236,312	14,569,285	14,794,265	14,713,738	14,782,299	14,711,668	13,887,912
②債務負担行為に基づく支出予定額	609,181	547,888	481,321	582,180	680,125	737,172	674,657
③公営企業繰入金	1,345,119	1,453,411	1,299,815	1,402,879	1,680,327	1,685,254	1,626,981
④一部事務組合負担金	320,852	358,719	560,959	811,165	790,416	882,696	1,308,940
⑤退職手当等負担見込額	3,121,933	3,119,197	3,183,767	3,049,721	2,879,867	3,185,560	3,140,979
⑥充当可能基金残高	4,442,744	4,742,784	5,259,651	5,261,555	5,606,336	6,518,776	7,211,250
⑦特定財源見込額	2,067,769	2,305,279	1,941,924	2,258,177	2,463,092	2,656,675	2,910,522
⑧基準財政需要額算入見込額	13,516,038	13,607,607	13,838,625	14,027,699	14,123,022	14,143,210	13,982,788
⑨小計(「①～⑤の合計」-「⑥～⑧の合計」)	▲ 393,154	▲ 607,170	▲ 720,073	▲ 987,748	▲ 1,379,416	▲ 2,116,311	▲ 3,465,091
⑩標準財政規模	13,648,306	13,787,598	13,909,195	13,901,909	14,273,046	15,049,194	14,614,916
⑪基準財政需要額に算入された公債費	1,171,684	1,148,168	1,150,179	1,115,097	1,108,570	1,121,491	1,146,956
⑫小計(⑩-⑪)	12,476,622	12,639,430	12,759,016	12,786,812	13,164,476	13,927,703	13,467,960
将来負担比率 (⑨/⑫×100)	-	-	-	-	-	-	-

※将来負担比率が黒字の場合は「-」表示となります。

V 持続可能な財政運営に向けて

令和4年度の普通会計決算は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を踏まえ、市民、事業者に対する支援として各種給付金給付事業等を実施したことや、公共用施設の維持管理費が増加したことなどから、令和3年度に引き続き300億円を超える決算規模となりました。

歳入の根幹をなす市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収していた市民税が、個人所得の増や法人の業績回復などにより増額し、105億円となりました。市債残高は、臨時財政対策債の発行を抑制したことから借入れ額が元金償還額を下回り前年度より減少しました。

歳出では、義務的経費が人件費等の増加により170億円に達し、増加傾向が続いています。

また、財政の健全性では、財政健全化の各指標にあるとおり健全な状況が保たれています。

物価高騰などの経済情勢が市の財政に与える中長期的な影響は未だ不透明であり、市の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある一方、団塊の世代が後期高齢者となり始めることや、少子化の進展に歯止めをかけるため子育て世帯への支援の充実も喫緊の課題となっています。

これらの課題に的確に対応するため、歳出削減に伴う改革を進め、持続可能な財政運営に取り組んでいきます。

Ⅵ 参考資料

1 決算カード

令和4年度 決算状況		団体コード	132233	市町村類型	Ⅱ-3
		団体名	武蔵村山市	4年度交付税種地区分	Ⅱ-7
人口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況	
国調	令和2年 70,829人 増減率(令和2年/平成27年) △0.6%	過疎山村 離島 不交付 広域行政圏	道都 近郊整備 既成市街地	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 小平・村山・大和衛生組合 湖南衛生組合 <収益事業> <火葬場関係> 瑞穂斎場組合 <その他> 東京市町村総合事務組合 東京都市町村議会議員公務災害 補償等組合 東京都市町村職員退職手当組合 東京都後期高齢者医療広域連合	
住民基本台帳	5.1.1 71,296人 対前年度増減率 △0.8%	面積	15.32k㎡	基準財政需要額 11,852,504千円 基準財政収入額 9,183,375千円 標準財政規模 14,614,916千円 うち臨時財政対策債発行可能額 341,601千円 財政力指数 単年度(0.793, 0.775) 実質収支比率 5.7% 公債費負担比率 6.7% 経常収支比率 92.6% 地方債現在高A (特定基金公共投資事業を除く) 13,887,912千円 債務負担行為翌年度以降支出予定額B 5,781,972千円 積立金現在高C (うち財政調整基金) 6,729,967千円 (うち2,810,622) 将来にわたる財政負担 A+B-C 12,939,917千円 積立基金取崩額 418,427千円 収益事業収入 0千円 健全化判断比率※ 実質赤字比率 - (12.81)% 連結実質赤字比率 - (17.81)% 実質公債費比率 1.4 (25.0)% 将来負担比率 - (350.0)%	
決算収支の状況(千円)		令和4年度	令和3年度		
1. 歳入総額 A		32,334,490	33,521,811		
2. 歳出総額 B		31,459,490	32,205,435		
3. 歳入歳出差引額 (A-B) C		875,000	1,316,376		
4. 翌年度に繰り越すべき財源 D		41,563	16,557		
5. 実質収支 (C-D) E		833,437	1,299,819		
6. 単年度収支 F		△466,382	226,445		
7. 積立金 G		649,910	537,000		
8. 繰上償還金 H		0	0		
9. 積立金取崩額 I		0	7,150		
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I) J		183,528	756,295		
一般職員 (5.4.1 現在)		特別職等 (5.4.1 現在)			
区分	職員数 A	4月分給料支払総額 B千円	1人当り支給月額 B/A 円	区分	改定実施年月日
一般職員	348	103,088	296,230	市町村長	8.4.1
うち技能労務職	12	3,269	272,417	副市町村長	8.4.1
教育公務員	2	899	449,500	教育長	8.4.1
消防職員					
臨時職員					
合計	350	103,987	297,106	議長	8.4.1
				副議長	8.4.1
				議員	8.4.1
				議員定数(20人)	
公営事業の状況	事業名	法適用	実質収支額 千円	普通会計からの繰入金 千円	職員数 人
	国民健康保険(事業勘定)	有	182,769	947,588	8
	介護保険(保険事業勘定)	有	197,727	1,008,404	17
	後期高齢者医療	有	61,320	232,624	4
	介護サービス	無	0	2,837	0
	下水道	有	547,917	64,064	5
	都市核地区土地区画整理	無	44,509	915,796	4
加入世帯数		9,683世帯			
被保険者数		15,185人			
1世帯当り保険税調定額		153,352円			
被保険者1人当り保険税調定額		97,788円			
被保険者1人当り費用		526,819円			
保険税(料)		1,443,709千円			
保険給付費		5,329,648千円			
国民健康保険事業費納付		2,271,287千円			

※() 書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出							
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	経 常 一 般 財 源 等 千円	構 成 比 %	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	経 常 経 費 充 当 一 財 等 千円	経 常 収 支 比 率 %		
											人 件 費	物 件 費
地 方 税	10,514,254	32.5	9,640,965	63.4	人 件 費	3,865,247	12.3	3,413,449	3,353,812	21.6		
地 方 譲 与 税	131,229	0.4	131,229	0.9	うち職員給	2,193,587	7.0	1,988,496	1,987,516	12.8		
利 子 割 交 付 金	14,173	0.0	14,173	0.1	扶 助 費	11,871,452	37.7	3,549,544	3,307,000	21.3		
配 当 割 交 付 金	75,377	0.2	75,377	0.5	公 債 費	1,288,024	4.1	1,288,024	1,288,024	8.3		
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	57,801	0.2	57,801	0.4	元 利 償 還 金	1,288,024	4.1	1,288,024	1,288,024	8.3		
地 方 消 費 税 交 付 金	1,698,173	5.3	1,698,173	11.2	一 時 借 入 金 利 子	0	0.0	0	0	0.0		
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	小 計	17,024,723	54.1	8,251,017	7,948,836	51.2		
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	4,451,900	14.1	3,018,940	2,815,382	18.1		
*****	6	0.0	6	0.0	維 持 補 修 費	122,518	0.4	111,967	111,967	0.7		
*****	33,775	0.1	33,775	0.2	補 助 費 等	3,796,662	12.1	2,748,279	1,594,200	10.3		
法 人 事 業 税 交 付 金	215,339	0.7	215,339	1.4	積 立 金	773,428	2.5	740,698				
地 方 特 例 交 付 金	100,856	0.3	100,856	0.7	投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	0	0.0	0	0	0.0		
地 方 交 付 税	2,856,039	8.8	2,657,561	17.5	繰 出 金	3,785,007	12.0	2,950,895	1,906,321	12.3		
普 通	2,657,561	8.2	2,657,561	17.5	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	0	0.0		
特 別	198,445	0.6			投 資 的 経 費	1,505,252	4.8	435,167				
震 災 復 興 特 別	33	0.0			うち人件費	51,592	0.2	51,592				
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	11,715	0.0	11,715	0.1	普 通 建 設 事 業 費	1,505,252	4.8	435,167	19,131,963	千円		
*****	472,292	1.5	472,292	3.1	補 助	713,697	2.3	33,764				
小 計	16,181,029	50.0	15,109,262	99.5	単 独	791,555	2.5	401,403				
分 担 金 ・ 負 担 金	118,425	0.4	0	0.0	そ の 他	0	0.0	0				
使 用 料	115,687	0.4	51,153	0.3	災 害 復 旧 事 業 費	0	0.0	0				
手 数 料	311,559	1.0	0	0.0	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0				
国 庫 支 出 金	8,223,963	25.4			合 計	31,459,490	100.0	18,256,963				
都 支 出 金	4,836,958	15.0										
財 産 収 入	30,706	0.1	0	0.0								
寄 附 金	9,672	0.0										
繰 入 金	554,001	1.7										
繰 越 金	1,316,376	4.1										
諸 収 入	206,930	0.6	34,842	0.2								
地 方 債	429,184	1.3										
うち減取補償特別分	(0)	(0.0)										
うち臨時財政対策債	(329,584)	(1.0)										
合 計	32,334,490	100.0	15,195,257	100.0								

市 町 村 税						目 的 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	増 減 率 %	基 準 税 額 × $\frac{100}{75}$ 千円	超 過 課 税 分 収 入 済 額 千円	区 分	決 算 額 千円	構 成 比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円		
										議 会 費	滞 納 繰 越 分
市 町 村 民 税	3,854,638	36.6	2.8	3,664,195	0	議 会 費	265,479	0.9	265,479		
個人分	459,859	4.4	10.4	426,529	30,817	総 務 費	3,316,370	10.6	2,939,973		
法人分	4,115,902	43.9	2.5	4,249,459	0	民 生 費	16,615,727	52.8	7,387,130		
固 定 資 産 税	175,869	1.7	4.2	177,433	0	衛 生 費	2,778,464	8.8	1,796,865		
軽 自 動 車 税	534,697	5.1	3.8	542,564	0	労 働 費	31,495	0.1	15,773		
市 町 村 た ば こ 税	0	0.0	-	0	0	農 林 水 産 業 費	74,582	0.2	66,208		
鉱 産 税	0	0.0	-	0	0	商 工 業 費	392,914	1.3	317,811		
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	-	0	0	土 木 費	2,150,026	6.8	1,315,286		
法 定 外 普 通 税	0	0.0	-	0	0	消 防 費	1,326,249	4.2	461,992		
目 的 税	873,289	8.3	1.8	0	0	教 育 費	3,220,160	10.2	2,402,422		
入 湯 税	0	0.0	-	0	0	災 害 復 旧 費	0	0.0	0		
事 業 所 税	0	0.0	-	0	0	公 債 費	1,288,024	4.1	1,288,024		
都 市 計 画 税	873,289	8.3	1.8	0	0	諸 支 出 金	0	0.0	0		
法 定 外 目 的 税	0	0.0	-	0	0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
旧 法 に よ る 税	0	0.0	-	0	0	合 計	31,459,490	100.0	18,256,963		
合 計	10,514,254	100.0	3.0	9,060,180	30,817						

納 税 義 務 者 数	令 和 4 年 度 大 規 模 事 業 (単 位 : 百 万 円)				徴 収 率	区 分	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	電 力 ・ ガ ス ・ 食 料 品 等 価 格 高 騰 緊 急 支 援 給 付 金 給 付 事 業	(仮 称) 防 災 食 育 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	住 民 税 非 課 税 世 帯 等 に 対 す る 生 活 支 援 給 付 金 給 付 事 業					
個人均等割	395	394	300	216		市 町 村 税 合 計	99.4	33.2	98.5
	180	140	113	108		(徴 収 猶 予 分 除 く)	(99.4)	(33.2)	(98.5)
34,698 人	105	51	51	31		市 町 村 民 税	99.1	31.5	97.7
法人税割	30	13				純 固 定 資 産 税	99.6	39.1	99.1
2,221 人						国 民 健 康 保 険 税 (料)	93.7	18.7	81.6

2 財公用語解説

本書における主な用語や一般的に用いられる財公用語は、以下に記すとおりです。

◎地方公共団体

・都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口 10 万以上の市をいい、小都市とは、人口 10 万未満の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第 8 条第 1 項で定める要件（人口 5 万以上を有すること等）を具備していなければならない。

・町村

地方自治法第 1 条の 3 第 2 項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第 8 条第 2 項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。

・特別区

地方自治法第 281 条第 1 項の規定による、東京都の区のこと。現在、23 の区が設置されている。

特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第 281 条の 2 第 1 項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

・一部事務組合

地方自治法第 284 条第 2 項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

・広域連合

地方自治法第 284 条第 3 項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

◎会計区分等

・普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

・一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

・地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に係る会計の総称。

・地方公営企業会計

地方公共団体の経営する公営企業（本市では下水道事業・都市核地区土地区画整理事業）の経理を行う会計。

◎歳入

・一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金の合計額。

・一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

・地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税。

現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税がある。

・ 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金、令和元年度から、消費税引上げに伴う需要の平準化のための自動車税及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金がある。

・ 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

・ 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccccc} \text{単位費用} & & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位 1 当たり費用)} & & & \text{(人口・面積等)} & & \text{(寒冷補正等)} \end{array}$$

・ 単位費用

標準的団体（人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体）が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位 1 単位当たりで示したものの。

・ 測定単位

道府県や市町村の行政の種類（河川費や農業行政費等）ごとにその量を測定する単位。

・ 補正係数

全ての都道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

・ 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等

・ 震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

・国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

・都支出金

東京都の市町村に対する支出金。東京都が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、東京都が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）がある。

◎歳出

・目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。

・性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。

・義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

・投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校等の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

・物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、備品購入費、委託料等が含まれる。

・扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

・補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

・繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

・公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

・補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

・単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

◎財政分析指標関係

・経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

・公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

・実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

・形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

・実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと）等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

・単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

・実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

・標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

・財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

・実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

・連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

・実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

・将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

・健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであり、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

・減収補填債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

・臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13年度～令和3年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

・債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

・財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

・減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

・その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、公共施設整備基金、ふるさと基金等がある。

◎公営企業関係

・公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業としている。

地方公営企業法において、上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業については全部の規定、病院事業については、財務規定等の適用が義務付けられている。その他の事業については、条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用することが可能となっている。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、法適用企業は、地方公営企業法に基づき発生主義・複式簿記による企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づき現金主義・単式簿記による財務処理が行われる。

・ 損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

・ 資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

・ 収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

・ 資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫（県）補助金などの収入。

・ 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額※の事業の規模に対する比率。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

※ 公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

第 2 章

財 務 書 類

I 新地方公会計制度について

現在の地方公共団体の会計は、単式簿記・現金主義が採用されており、どの程度収入があり、どのように支出したかという現金の動きがわかりやすく、決算書もこれに基づいて作成されています。

一方、単式簿記・現金主義会計では、これまで整備した建物等（資産）や返済すべき借金等（負債）の状況、減価償却費・引当金等の現金を伴わない費用を含んだ、ストック情報の把握が困難であったことから、本市では総務省からの指針に基づき平成 21 年度決算から「総務省方式改訂モデル」により財務書類を作成してきました。

しかし、固定資産台帳の整備や「総務省方式改訂モデル」以外の「基準モデル」、「東京都方式」による作成方法が存在するため、団体間における比較の難しさといった課題がありました。

このような中、平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、①発生主義・複式簿記の導入、②ICT（情報通信技術）を活用した固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保の 3 点を軸とする統一的な基準による地方公会計制度を平成 29 年度までに導入する旨、地方公共団体に要請されました。

そのため、本市では、総務省からの要請を受けて平成 29 年度から複式簿記・発生主義による新地方公会計制度を導入し、日々の会計処理から複式仕訳を行う「日々仕訳」により財務書類を作成し、公表することとしました。

II 統一的な基準と総務省改訂モデルの違い

平成 28 年度決算までの「総務省方式改訂モデル」と、平成 29 年度からの「統一的な基準」を比較すると、3つの大きな違いがあります。

1 固定資産台帳の整備

「総務省方式改訂モデル」では、固定資産台帳の整備が前提とはされていませんでしたが、「統一的な基準」では、固定資産台帳の整備が必須となりました。

2 発生主義・複式簿記の導入

「総務省方式改訂モデル」では、地方財政状況調査（決算統計）のデータを活用して財務書類を作成していましたが、「統一的な基準」では、歳入・歳出の伝票単位で日々複式仕訳を行い発生主義に基づき作成します。

3 比較可能性の確保

これまでの財務書類の作成には「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」「東京都方式」など、複数の基準が存在していましたが、全ての地方公共団体が「統一的な基準」により財務書類を作成するため、地方公共団体間の財務状況が比較しやすくなりました。

Ⅲ 財務書類の構成

財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表で構成されています。

1 貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末時点における本市が保有している資産とその資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを金額で表した一覧表で、財政状態を明らかにしています。

2 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計年度期間中の行政運営に伴い発生した費用と収入の計算書で、収支の状況を明らかにしています。

3 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の変動状況を詳細に表した計算書です。

4 資金収支計算書

資金収支計算書は、会計年度期間中における性質の異なる3つの区分ごとの現金の出入りの情報を表した計算書です。

IV 財務書類の関係

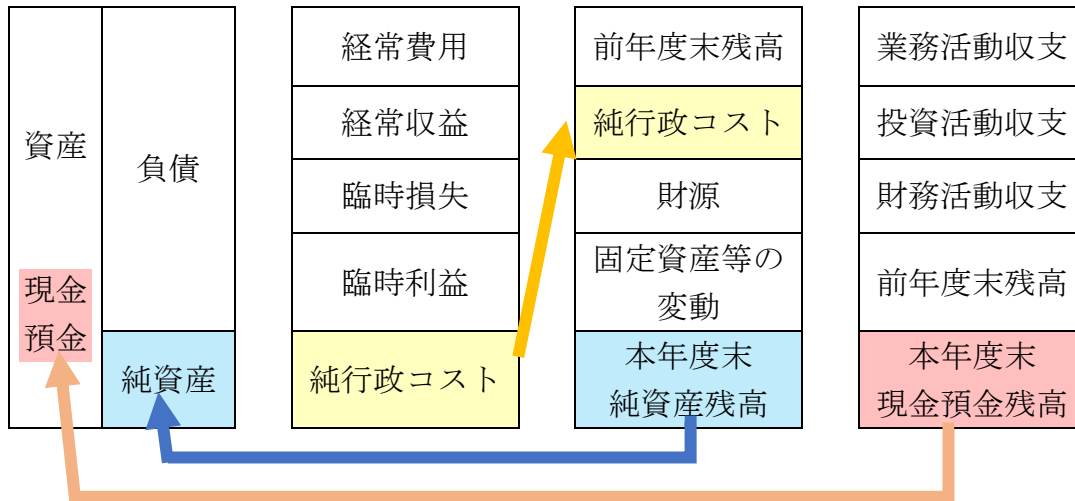
財務書類の4つの表の相互関係を示すと以下のとおりとなります。

【貸借対照表】

【行政コスト計算書】

【純資産変動計算書】

【資金収支計算書】



貸借対照表の純資産は、
純資産変動計算書の本年度末純資産残高
と一致します。

行政コスト計算書の純行政コストは、
純資産変動計算書の純行政コスト
と一致します。

貸借対照表の現金預金は、
資金収支計算書の本年度末現金預金残高
と一致します。

V 財務書類の対象となる会計及び団体

財務書類の対象範囲は以下のとおりとなります。

<p>一般会計等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計 都市核地区土地区画整理事業特別会計 (公営企業会計以外) 	<p>特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計 <p>地方公営企業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業会計 都市核地区土地区画整理事業特別会計 	<p>一部事務組合・広域連合</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京たま広域資源循環組合 小平・村山・大和衛生組合 湖南衛生組合 瑞穂斎場組合 東京市町村総合事務組合 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合 東京都後期高齢者医療広域連合 <p>第三セクター等</p> <ul style="list-style-type: none"> 武蔵村山市社会福祉協議会 武蔵村山市シルバー人材センター <p>地方公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地開発公社
<p>一般会計等財務書類</p> <p>全体財務書類</p> <p>連結財務書類</p>		

VI 財務書類の概要

1 貸借対照表の概要

貸借対照表は、会計年度末時点で市が保有する資産、負債等のストック状況を表したものです。

【資産の部】	
将来の世代に引き継ぐ社会資本や基金など将来現金化が可能な財産です。固定資産と流動資産に分けて表示しています。	
固定資産	
行政活動のために使用する資産、1年を超えて現金化される資産など	
①事業用資産	学校や庁舎など、行政活動に使用する資産
②インフラ資産	道路や橋りょう、公園などの社会生活の基盤となる資産
③物品	購入額50万円以上の物品
④投資及び出資金	財団法人等への出資金
⑤長期延滞債権	地方税等の収入未済額のうち、滞納期間が1年以上に及ぶもの
⑥基金	特定目的基金の残高
⑦徴収不能引当金	長期延滞債権のうち将来回収できなくなると見込まれる額
流動資産	
行政活動のために使用する資産、1年以内に現金化される資産など	
⑧現金預金	歳入歳出差引額(歳計現金)に歳計外現金を加えた額
⑨未収金	現年調定の未収入額
⑩基金	財政調整基金の残高
⑪徴収不能引当金	未収金のうち将来回収できなくなると見込まれる額

(単位：千円)

科目	金額
【資産の部】	
固定資産	67,210,108
有形固定資産	62,479,163
事業用資産 ①	46,819,698 ※
土地	38,865,224
建物	21,085,862
建物減価償却累計額	△ 13,849,482
工作物	934,550
工作物減価償却累計額	△ 640,998
建設仮勘定	424,541
インフラ資産 ②	15,601,280
土地	10,381,220
建物	312,752
建物減価償却累計額	△ 247,539
工作物	10,125,531
工作物減価償却累計額	△ 4,972,117
建設仮勘定	1,433
物品 ③	1,041,118
物品減価償却累計額	△ 982,933
投資その他の資産	4,730,945
投資及び出資金 ④	18,091
長期延滞債権 ⑤	298,520
基金 ⑥	4,419,981
その他	13,277
徴収不能引当金 ⑦	△ 18,924
流動資産	3,818,562
現金預金 ⑧	913,606
未収金 ⑨	93,877
短期貸付金	-
基金 ⑩	2,810,622
棚卸資産	-
その他	480
徴収不能引当金 ⑪	△ 23
資産合計	71,028,670

令和4年度の資産は710億2,867万円

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

(単位：千円)

科目	金額
【負債の部】	
固定負債	16,046,239
地方債 ①	12,647,580
長期未払金 ②	113,904
退職手当引当金 ③	3,266,609
損失補償等引当金	-
その他	18,146
※ 流動負債	1,575,929
1年内償還予定地方債 ④	1,240,332
未払金 ⑤	33,715
未払費用	-
前受金	-
前受収益	-
賞与等引当金 ⑥	239,082
預り金 ⑦	38,607
その他	24,194
※ 負債合計	17,622,169
【純資産の部】	
固定資産等形成分	70,020,730
余剰分(不足分)	△ 16,614,229
純資産合計	53,406,501
負債及び純資産合計	71,028,670

【負債の部】

将来支払わなければならない負債がどのくらいあるかを示しています。固定負債と流動負債に分けて表示しています。

固定負債

1年を超えて返済期限が到来する負債

① 地方債

資産形成のために発行した地方債のうち、翌々年度以降に償還する予定額

② 長期未払金

既に役務の提供を受けているもので代金の支払いが1年を超える債務

③ 退職手当引当金

在職する職員が期末に自己都合で退職すると仮定した場合の支給見込額

流動負債

1年以内に返済すべき負債

④ 1年内償還予定地方債

資産形成のために発行した地方債のうち、翌年度に償還する予定額

⑤ 未払金

既に役務の提供等を受けているもので翌年度の代金支払額

⑥ 賞与等引当金

翌年度6月期末勤勉手当のうち、前年度の勤務の対価に相当する額

⑦ 預り金

市の歳入歳出に属さない現金(歳計外現金)

【純資産の部】

資産の取得に対し、現在までの世代が負担してきた金額

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

2 行政コスト計算書の概要

行政コスト計算書は会計年度期間中の資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接に対価性のある使用料・手数料などの収入を対比させたものです。

(単位:千円)

【経常費用】	
行政運営に掛かる費用のうち、資産形成とならない行政サービスの費用です。	
人件費	人に掛かる費用で、引当金の増減も含みます。
①職員給与費	職員の給料、手当、共済費等
②賞与等引当金繰入額	翌年度6月支給予定の期末勤労手当のうち当該年度勤務分
③その他	会計年度任用職員報酬など
物件費等	消耗品費や委託料、減価償却費を含めた物に係る費用です。
④物件費	委託料や消耗品など
⑤維持補修費	施設や工作物等の修繕料など
⑥減価償却費	貸借対照表に計上した資産の当該年度中の減価償却費
その他の業務費用	地方債の利子支払費用など
⑦支払利息	地方債利子、一時借入金利子
⑧徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該年度発生額
⑨その他	市税還付金や国都支出金返還金など
⑩補助金等	各種団体等に対する負担金や補助金など
⑪社会保障給付	生活保護費や医療費助成などの扶助費
⑫他会計への繰出金	介護保険など特別会計への繰出金
【経常収益】	
行政サービスの利用において、対価として受益者から徴収した使用料などの収益 税金等や国都等補助金収入は本計算書には含まれません。	
【純経常行政コスト】	
経常費用と経常収益の差額	
【純行政コスト】	
純経常行政コストに、臨時的収支を加えて算出した、資産形成に繋がらない1年間の行政活動に要した費用です。	

科目	金額
経常費用	29,308,362
業務費用	14,041,035
人件費	3,755,903
職員給与費 ①	2,705,333
賞与等引当金繰入額 ②	239,082
退職手当引当金繰入額	52,876
その他 ③	758,612
物件費等	9,628,242
物件費 ④	8,579,186
維持補修費 ⑤	102,337
減価償却費 ⑥	946,719
その他の業務費用	656,890 ※
支払利息 ⑦	41,128
徴収不能引当金繰入額 ⑧	15,237
その他 ⑨	600,526
移転費用	15,267,327 ※
補助金等 ⑩	3,767,290
社会保障給付 ⑪	7,720,100
他会計への繰出金 ⑫	3,777,365
その他	2,571
経常収益	770,725
使用料及び手数料	427,246
その他	343,479
純経常行政コスト	28,537,637
臨時損失	0
臨時利益	-
純行政コスト	28,537,637

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

3 純資産変動計算書の概要

純資産変動計算書は、会計年度期間中の貸借対照表における純資産の変動を示すものであり、行政コスト計算書における純行政コストが、税収等及び国県等補助金の財源でどの程度賄われているかを把握することができます。

純行政コスト(△)
行政コスト計算書の数値と一致します。
財源
①税収等 地方税、地方交付税などの金額
②国県等補助金 国庫支出金、都支出金の金額
本年度差額
純行政コストを財源で賄った結果、本年度の財源にいくら余剰が生じたかを表します。
無償所管換等
無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額
本年度純資産変動額
本年度差額に資産評価差額及び無償所管換等による増減額を加えた本年度の純資産変動額 プラスの場合は、現世代による負担によって将来世代も利用可能な資源を貯蔵したことを表します。

(単位:千円)

科目	合計
前年度末純資産残高	52,349,780
純行政コスト(△)	△ 28,537,637
財源	29,423,562
税収等 ①	16,478,517
国県等補助金 ②	12,945,045
本年度差額	885,926
無償所管換等	170,796
本年度純資産変動額	1,056,721 ※
本年度末純資産残高	53,406,501

★貸借対照表の純資産の合計と一致

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

4 資金収支計算書の概要

資金収支計算書は、地方公共団体における取引を3つの主要な活動（業務活動、投資活動、財務活動）に分類し、会計年度期間中の資金収支の状況を明らかにするものです。

		(単位:千円)	
	科目	金額	
業務活動収支 行政運営に掛かった支出額と税収等の収入額との差額 経常的な行政活動に係る支出が、税収等の収入で賄えているかを表します。	【業務活動収支】		
	業務支出	28,278,570	※
	業務費用支出	13,018,357	
	人件費支出	3,695,237	
	物件費等支出	8,681,523	
	支払利息支出	41,128	
	その他の支出	600,469	
	移転費用支出	15,260,214	※
	補助金等支出	3,760,177	
	社会保障給付支出	7,720,100	
他会計への繰出支出	3,777,365		
その他の支出	2,571		
業務収入	28,825,684	※	
税収等収入	16,443,331		
国県等補助金収入	11,603,651		
使用料及び手数料収入	427,246		
その他の収入	351,455		
業務活動収支	547,114		
投資活動収支 公共施設等の整備や基金の積立てなど投資的な活動に関する支出に対して、国県等補助金や基金の取崩しなどの財源をどれだけ充当したかを表します。	【投資活動収支】		
	投資活動支出	1,904,218	
	公共施設等整備費支出	1,123,283	
	基金積立金支出	780,935	
	貸付金支出	-	
	投資活動収入	1,763,677	
	国県等補助金収入	1,341,394	
	基金取崩収入	418,426	
	貸付金元金回収収入	48	
	資産売却収入	3,809	
投資活動収支	△ 140,540	※	
財務活動収支 当該年度の地方債の発行と地方債の償還の状況を表します。	【財務活動収支】		
	財務活動支出	1,277,134	
	地方債償還支出	1,252,940	
	その他の支出	24,194	
	財務活動収入	429,184	
地方債発行収入	429,184		
財務活動収支	△ 847,950		
本年度資金収支額	本年度資金収支額	△ 441,377	※
業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の合計額	前年度末資金残高	1,316,377	
本年度末資金残高	比例連結割合変更に伴う差額	-	
歳入歳出差引額	本年度末資金残高	875,000	
本年度末現金預金残高 歳入歳出差引額に年度末歳計外現金を加えた額 貸借対照表の現金預金と一致します。	前年度末歳計外現金残高	28,768	
	本年度歳計外現金増減額	9,838	
	本年度末歳計外現金残高	38,607	※
	本年度末現金預金残高	本年度末現金預金残高	913,606

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

VII 財務書類の分析と指標

分析種類	指標	令和3年度	令和4年度
世代間公平性	純資産比率	74.0%	75.2%
	将来世代負担比率	4.0%	3.6%
資産形成度	歳入額対資産比率	2.1年	2.2年
	有形固定資産減価償却率	60.5%	60.7%
弾力性	行政コスト対税込等比率	95.3%	97.0%
持続可能性	基礎的財政収支	1,538,084千円	727,955千円
自律性	受益者負担比率	1.8%	2.6%
市民一人当たりの負担状況	市民一人当たり資産額	988千円	996千円
	市民一人当たり負債額	257千円	247千円
	市民一人当たり行政コスト	407千円	400千円

世代間公平性

● 純資産比率 75.2%

貸借対照表の「資産の部」のうち、純資産により形成された割合を算定することにより、これまでの世代の負担によってどの程度の資産が形成されたかを見ることができます。

$$\text{純資産比率 (\%)} = \text{純資産} \div \text{総資産} \times 100$$

● 将来世代負担比率 3.6%

貸借対照表の「資産の部」の「有形固定資産」のうち、地方債残高の割合を算定することにより、将来世代が負担しなければならない割合を見ることができます。

$$\text{将来世代負担比率 (\%)} = \text{地方債残高}(\text{※}) \div \text{有形・無形固定資産}$$

※地方債残高は、地方債・1年内償還予定地方債(臨時財政対策債等特例地方債を除く)の計

資産形成度

● 歳入額対資産比率 2.2年

歳入総額に対する、資産の比率を算定することにより資産の形成に何年分の歳入が充当されたかが分かります。一般的にはこの指標が高いほど資産の形成が進んでいるといえます。しかし、この指標が高くなるほど、維持管理経費が増大し、財政運営を圧迫する恐れが大きくなります。

$$\text{歳入額対資産比率} = \text{総資産} \div \text{歳入総額} (\%)$$

※歳入総額は、資金収支計算書の各区分の収入と前年度末資金残高の合計

● 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率） 60.7%

貸借対照表の「有形固定資産」のうち、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算定することにより、取得した資産が耐用年数に対し、どの程度の年数が経過しているかを把握することができます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} (\%)$$

$$= \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産} - \text{土地等} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

弾力性

● 行政コスト対税収等比率 97.0%

行政コスト計算書の純経常行政コストに対する純資産変動計算書の税収等の一般財源の比率を算定することで、一般財源で賄うべき純経常行政コストに対してどの程度が当年度の負担で賄われたかを把握できます。この比率が100%を下回っている場合は、資産が形成されたか翌年度以降に引き継ぐ負担が軽減されたことを表しています。

また、比率が100%を上回っている場合は、過去から蓄積された資産を取り崩したか、翌年度へ引き継ぐ負担が増加したことを表しています。

$$\text{行政コスト対税収等比率 (\%)} = \text{純経常行政コスト} \div \text{財源} \times 100$$

持続可能性

● 基礎的財政収支（プライマリーバランス） 727,955千円

業務活動収支（支払利息支出を除く）及び投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債発行収入を除いた歳入のバランスを表しており、持続可能な財政運営を実現できているかを捉えることができます。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）

= 業務活動収支（支払利息支出を除く）

+ 投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）

自律性

● 受益者負担比率 2.6%

行政コスト計算書の使用料及び手数料のほか、その他の諸収入などの経常収益と経常費用を比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担等の割合を把握することができます。

$$\text{受益者負担比率} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

市民一人当たりの金額

- 資産額 996千円
- 負債額 247千円
- 純行政コスト 400千円

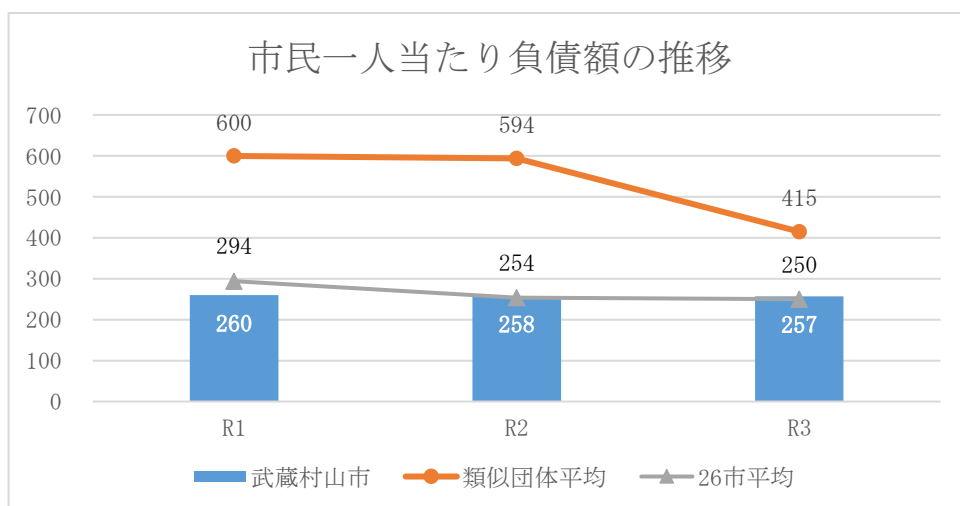
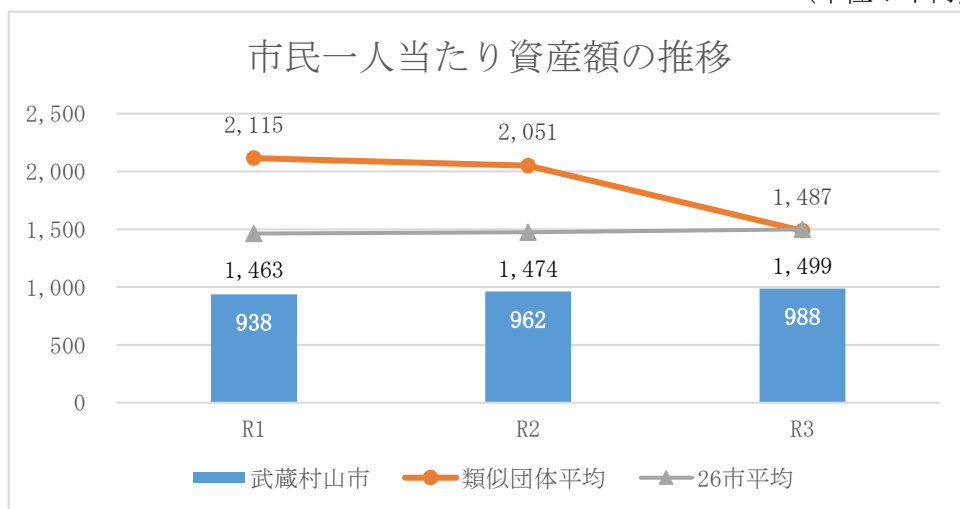
※令和5年1月1日現在の人口71,296人で算出しています。

VIII 都内 26 市及び類似団体との指標等比較

統一的な基準に基づき作成した令和元年度から令和 3 年度までの財務書類により、都内 26 市及び類似団体平均値との比較分析を行いました。なお、指標の平均値については、各市から公表されている財務諸表などをもとに算出しています。

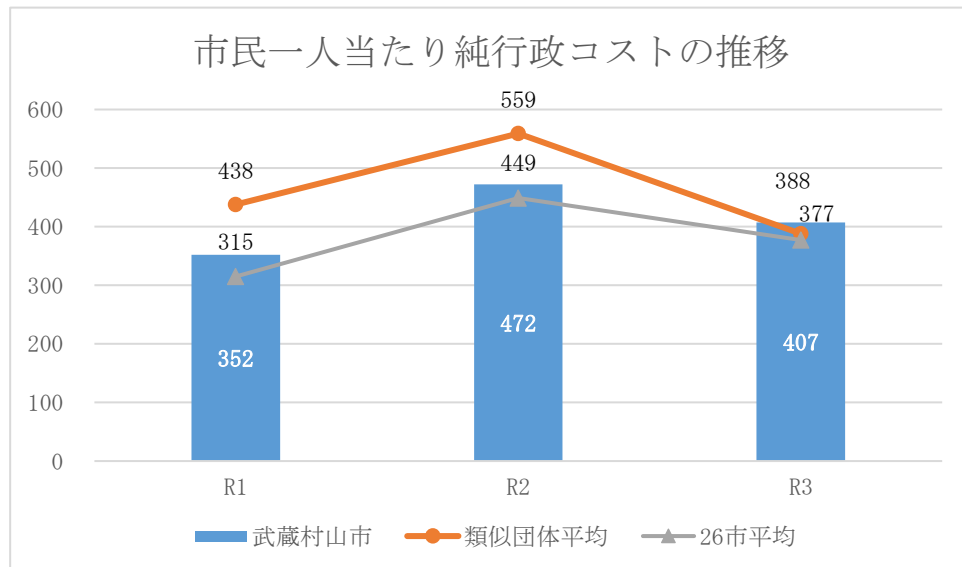
● 市民一人当たりの資産・負債・純行政コスト

(単位：千円)

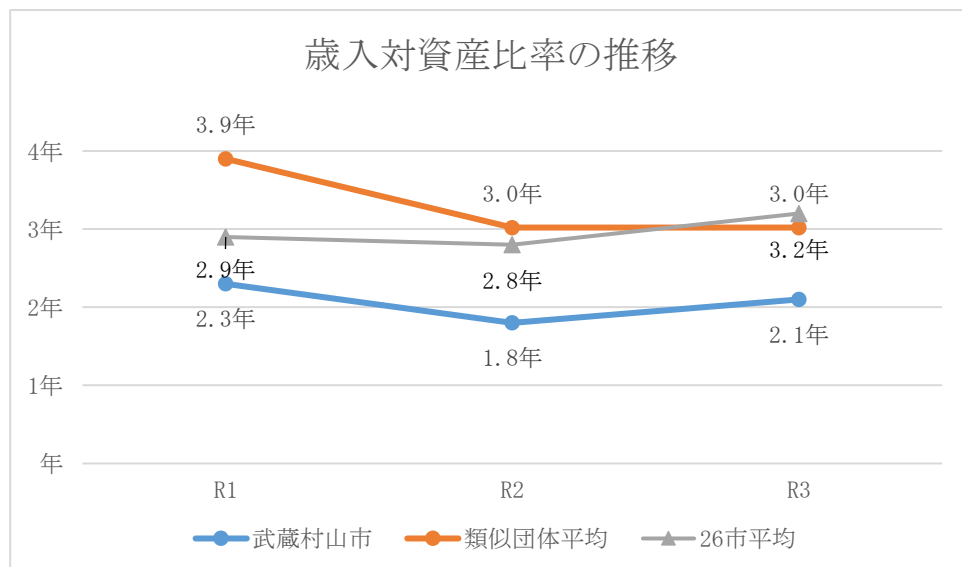


市民一人当たりの資産額は、3 か年連続で 26 市平均値及び類似団体平均値を下回っています。これは、道路の敷地のうち、取得価額が不明のものについて、備忘価額 1 円で評価しているものが大半を占めているためです。

(単位：千円)

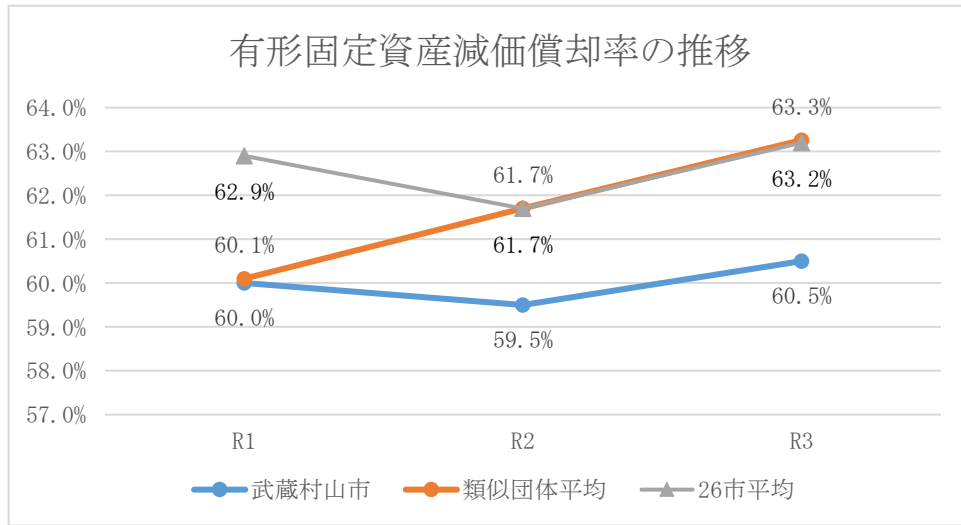


● 歳入対資産比率



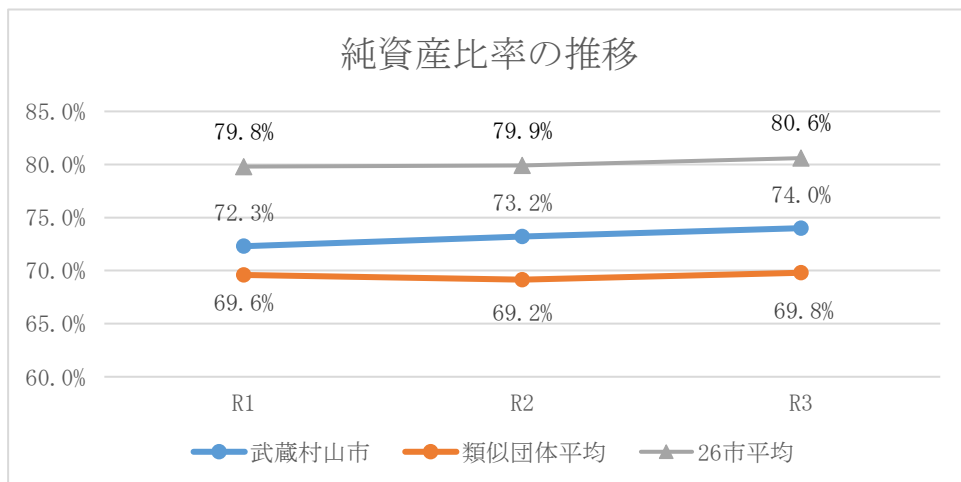
令和3年度の歳入対資産比率は、歳入の予算額は減少した一方で、（仮称）防災食育センター施設整備事業に係る国庫補助金など、資産形成につながる収入が多かったため、前年度より数値は高くなったものの、26市平均値及び類似団体平均値と比較すると本市における資産形成度の度合いは低い水準となりました。

● 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）



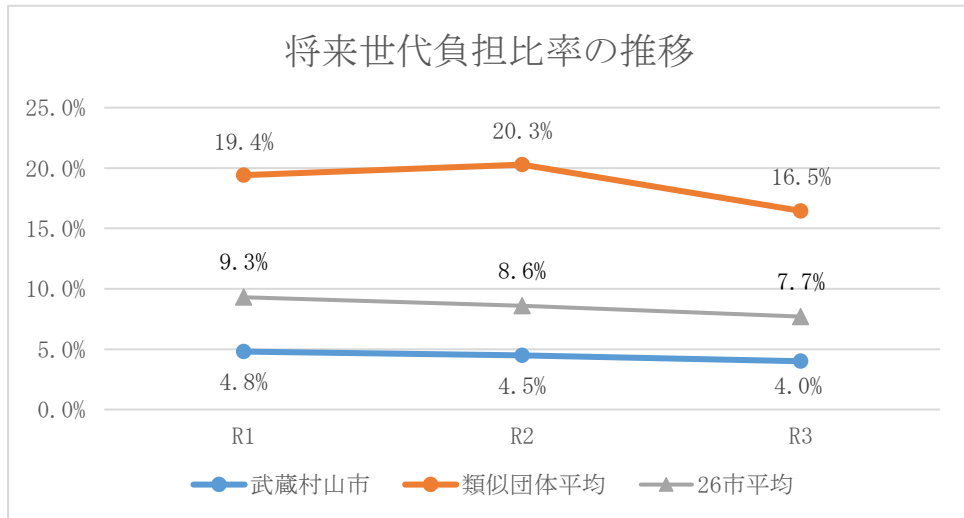
有形固定資産減価償却率は、26市平均値と比較して同規模の水準で推移しています。このことから、公共施設の老朽化の標準偏差は小さく平均的な水準にあります。耐用年数に対して半分以上の年数が経過していることから、都内26市全体の傾向として施設の老朽化が進んでいることがわかります。

● 純資産比率



純資産比率は、類似団体平均値と比較して高い水準にある一方、26市平均値と比較して低い水準で推移しています。純資産比率は、現在の資産に対して現在の世代の負担割合を示すものであることから、本市は26市平均と比較して、現在の世代の負担により蓄積した資産割合より将来世代の負担割合が高いことがわかります。

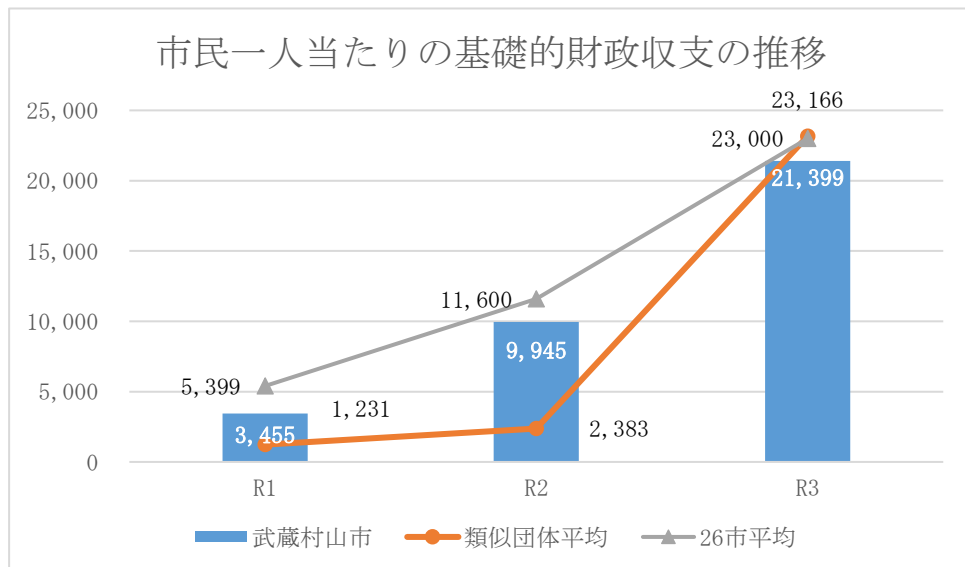
● 将来世代負担比率



将来世代負担比率は、いずれの平均値も下回っており他団体と比較して将来世代への負担が少ない状況にあります。過去に形成した資産規模が他市と比較して低い水準にあることが一つの要因としてあることから、資産形成及び地方債残高の今後の動向に注視する必要があります。

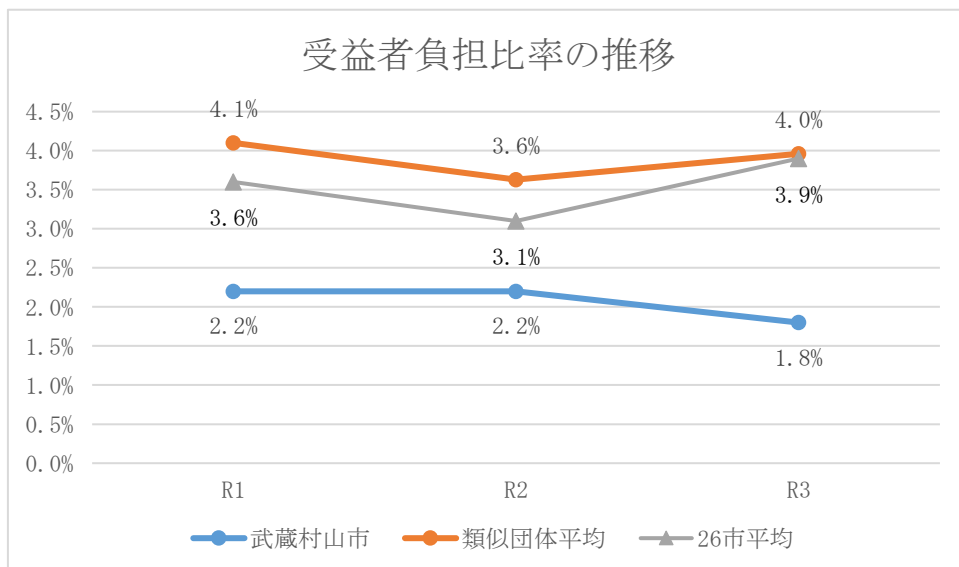
● 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

(単位：円)



令和3年度の市民一人当たりの基礎的財政収支が増加した要因としては、前年度と比較して税収が増額となっているものの、補助金等支出が減額となったことから大幅に増額となりました。

● 受益者負担比率



受益者負担比率は、行政サービスに対する受益者の負担を表す指標であり、26市平均値及び類似団体平均値と比較して低い水準で推移しています。一般的に2%～8%が標準的な数値であり、本市の特性として社会保障費が類似団体と比較して高い水準にあることから、社会保障費の伸び率を考慮した経常経費の削減や自主財源の確保を図っていく必要があります。

IX 参考資料

令和4年度

武蔵野市
一財
蔵般務
村会
山計書
市等類

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	67,210,108	固定負債	16,046,239
有形固定資産	62,479,163	地方債	12,647,580
事業用資産	46,819,698 ※	長期未払金	113,904
土地	38,865,224	退職手当引当金	3,266,609
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	21,085,862	その他	18,146
建物減価償却累計額	△ 13,849,482	流動負債	1,575,929 ※
工作物	934,550	1年内償還予定地方債	1,240,332
工作物減価償却累計額	△ 640,998	未払金	33,715
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	239,082
航空機	-	預り金	38,607
航空機減価償却累計額	-	その他	24,194
その他	-	負債合計	17,622,169 ※
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	424,541	固定資産等形成分	70,020,730
インフラ資産	15,601,280	余剰分(不足分)	△ 16,614,229
土地	10,381,220		
建物	312,752		
建物減価償却累計額	△ 247,539		
工作物	10,125,531		
工作物減価償却累計額	△ 4,972,117		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	1,433		
物品	1,041,118		
物品減価償却累計額	△ 982,933		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	4,730,945		
投資及び出資金	18,091		
有価証券	-		
出資金	18,091		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	298,520		
長期貸付金	-		
基金	4,419,981		
減債基金	350,625		
その他	4,069,356		
その他	13,277		
徴収不能引当金	△ 18,924		
流動資産	3,818,562		
現金預金	913,606		
未収金	93,877		
短期貸付金	-		
基金	2,810,622		
財政調整基金	2,810,622		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	480		
徴収不能引当金	△ 23		
資産合計	71,028,670	純資産合計	53,406,501
		負債及び純資産合計	71,028,670

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

行政コスト計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
経常費用	29,308,362
業務費用	14,041,035
人件費	3,755,903
職員給与費	2,705,333
賞与等引当金繰入額	239,082
退職手当引当金繰入額	52,876
その他	758,612
物件費等	9,628,242
物件費	8,579,186
維持補修費	102,337
減価償却費	946,719
その他	-
その他の業務費用	656,890 ※
支払利息	41,128
徴収不能引当金繰入額	15,237
その他	600,526
移転費用	15,267,327 ※
補助金等	3,767,290
社会保障給付	7,720,100
他会計への繰出金	3,777,365
その他	2,571
経常収益	770,725
使用料及び手数料	427,246
その他	343,479
純経常行政コスト	28,537,637
臨時損失	0
災害復旧事業費	-
資産除売却損	0
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	28,537,637

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

純資産変動計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	52,349,780	69,328,821	△ 16,979,041
純行政コスト(△)	△ 28,537,637		△ 28,537,637
財源	29,423,562		29,423,562
税金等	16,478,517		16,478,517
国県等補助金	12,945,045		12,945,045
本年度差額	885,926		885,926 ※
固定資産等の変動(内部変動)		521,113 ※	△ 521,113 ※
有形固定資産等の増加		1,155,229	△ 1,155,229
有形固定資産等の減少		△ 989,971	989,971
貸付金・基金等の増加		1,256,801	△ 1,256,801
貸付金・基金等の減少		△ 900,947	900,947
資産評価差額	-	-	-
無償所管換等	170,796	170,796	-
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	1,056,721 ※	691,909	364,813
本年度末純資産残高	53,406,501	70,020,730	△ 16,614,229 ※

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

資金収支計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	28,278,570 ※
業務費用支出	13,018,357
人件費支出	3,695,237
物件費等支出	8,681,523
支払利息支出	41,128
その他の支出	600,469
移転費用支出	15,260,214 ※
補助金等支出	3,760,177
社会保障給付支出	7,720,100
他会計への繰出支出	3,777,365
その他の支出	2,571
業務収入	28,825,684 ※
税収等収入	16,443,331
国県等補助金収入	11,603,651
使用料及び手数料収入	427,246
その他の収入	351,455
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	547,114
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,904,218
公共施設等整備費支出	1,123,283
基金積立金支出	780,935
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	1,763,677
国県等補助金収入	1,341,394
基金取崩収入	418,426
貸付金元金回収収入	48
資産売却収入	3,809
その他の収入	-
投資活動収支	△ 140,540 ※
【財務活動収支】	
財務活動支出	1,277,134
地方債償還支出	1,252,940
その他の支出	24,194
財務活動収入	429,184
地方債発行収入	429,184
その他の収入	-
財務活動収支	△ 847,950
本年度資金収支額	△ 441,377 ※
前年度末資金残高	1,316,377
本年度末資金残高	875,000
前年度末歳計外現金残高	28,768
本年度歳計外現金増減額	9,838
本年度末歳計外現金残高	38,607 ※
本年度末現金預金残高	913,606 ※

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

附属明細書

1. 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

①有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	前年度末残高 (A)	本年度増加額 (B)	本年度減少額 (C)	本年度末残高 (A) + (B) - (C) (D)	本年度末 減価償却累計額 (E)	本年度償却額 (F)	差引本年度末残高 (D) - (E) (G)
事業用資産	60,437,873	893,833	21,528	61,310,178	14,490,480	616,488	46,819,698
土地	38,864,442	4,591	3,809	38,865,224	-	-	38,865,224
立木竹	-	-	-	-	-	-	-
建物	20,558,922	533,047	6,107	21,085,862	13,849,482	591,461	7,236,381
工作物	900,592	33,958	-	934,550	640,998	25,027	293,552
船舶	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	113,916	322,237	11,612	424,541	-	-	424,541
インフラ資産	20,418,712	402,224	-	20,820,936	5,219,656	319,542	15,601,280
土地	10,268,870	112,350	-	10,381,220	-	-	10,381,220
建物	312,752	-	-	312,752	247,539	6,953	65,213
工作物	9,835,657	289,874	-	10,125,531	4,972,117	312,589	5,153,414
その他	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	1,433	-	-	1,433	-	-	1,433
物品	1,032,873	17,961	9,716	1,041,118	982,933	10,689	58,185
合計	81,889,458	1,314,018	31,244	83,172,232	20,693,069	946,719	62,479,163

②有形固定資産の行政目的別明細

(単位：千円)

区分	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生	産業振興	消防	総務	合計
事業用資産	11,041,689	30,361,527	2,795,234	236,383	738,908	585,962	1,059,995	46,819,698
土地	10,908,037	24,168,106	2,018,689	236,383	381,815	288,071	864,123	38,865,224
立木竹	-	-	-	-	-	-	-	-
建物	127,773	5,780,536	752,289	-	356,269	52,808	166,706	7,236,381
工作物	5,879	76,305	24,256	-	824	158,663	27,626	293,552
船舶	-	-	-	-	-	-	-	-
浮標等	-	-	-	-	-	-	-	-
航空機	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	336,580	-	-	-	86,420	1,540	424,541
インフラ資産	15,542,281	57,402	-	-	-	1,597	-	15,601,280
土地	10,381,220	-	-	-	-	-	-	10,381,220
建物	52,516	11,100	-	-	-	1,597	-	65,213
工作物	5,107,112	46,302	-	-	-	-	-	5,153,414
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	1,433	-	-	-	-	-	-	1,433
物品	537	4,085	2,055	970	0	17,627	32,911	58,185
合計	26,584,507	30,423,014	2,797,289	237,353	738,908	605,186	1,092,906	62,479,163

③投資及び出資金の明細

市場価格のあるもの

(単位：千円)

銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (B)	貸借対照表計上額 (A) × (B) (C)	取得単価 (D)	取得原価 (A) × (D) (E)	評価差額 (C) - (E) (F)	(参考) 財産に関する 調書記載額
	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-

市場価格のないもののうち連結対象団体（会計）に対するもの

(単位：千円)

相手先名	出資金額 (貸借対照表 計上額) (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合 (A) / (E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	投資損失引当金 計上額 (H)	(参考) 財産に関する 調書記載額
武蔵村山市土地開発公社	5,000	432,038	402,339	29,699	5,000	100%	29,699	-	5,000
合計	5,000	432,038	402,339	29,699	5,000	100%	29,699	-	5,000

市場価格のないもののうち連結対象団体（会計）以外に対するもの

(単位：千円)

相手先名	出資金額 (A)	資産 (B)	負債 (C)	純資産額 (B) - (C) (D)	資本金 (E)	出資割合 (A) / (E) (F)	実質価額 (D) × (F) (G)	強制評価減 (H)	貸借対照表計上額 (A) - (H) (I)	(参考) 財産に関する 調書記載額
東京都農業信用基金協会	760	205,539,202	196,859,477	8,679,725	6,215,580	0.01%	1,061	-	760	760
公益財団法人 東京都農林水産振興財団	2,045	15,303,710	1,027,887	14,275,823	-	-	-	-	2,045	2,045
公益財団法人 暴力団追放運動推進 都民センター	3,586	3,317,056	3,284	3,313,771	-	-	-	-	3,586	3,586
公益財団法人 東京しごと財団	4,000	22,995,328	22,459,844	535,484	-	-	-	-	4,000	4,000
地方共同法人 地方公共団体金融機構	2,700	24,556,329,000	24,162,382,000	393,947,000	16,602,000	0.02%	64,068	-	2,700	2,700
合計	13,091	24,803,484,295	24,382,732,492	420,751,803	22,817,580	-	65,129	-	13,091	13,091

④基金の明細

(単位：千円)

種類	現金預金	有価証券	土地	その他	合計 (貸借対照表計上額)	(参考) 財産に関する 調書記載額
財政調整基金	2,810,622	-	-	-	2,810,622	2,810,622
減債基金	350,625	-	-	-	350,625	350,625
公共施設整備基金	1,756,564	-	-	-	1,756,564	1,756,564
土地開発基金	53,322	-	-	447,315	500,637	500,637
奨学資金基金	8,062	-	-	-	8,062	8,062
みどりの基金	146,899	-	-	-	146,899	146,899
庁舎等用地取得基金	325,895	-	-	-	325,895	325,895
ふるさと基金	26,756	-	-	-	26,756	26,756
妊婦健康診査基金	68,819	-	-	-	68,819	68,819
多摩都市モノレール基金	1,020,975	-	-	-	1,020,975	1,020,975
市立学校教員 研修奨励基金	3,079	-	-	-	3,079	3,079
防災食育センター 備品整備基金	160,000	-	-	-	160,000	160,000
森林環境譲与税基金	21,670	-	-	-	21,670	21,670
庁舎建設基金	30,000	-	-	-	30,000	30,000
合計	6,783,288	-	-	447,315	7,230,603	7,230,603

※「合計（貸借対照表計上額）」は、出納整理期間（令和5年4月1日～令和5年5月31日）の積立・活用額を含めた数値です。

※「（参考）財産に関する調書記載額」は、令和5年3月31日現在の数値です。

⑤貸付金の明細

(単位：千円)

相手先名または種別	長期貸付金		短期貸付金		(参考) 貸付金計
	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	貸借対照表計上額	徴収不能引当金 計上額	
地方公営事業					
一部事務組合・広域連合					
地方独立行政法人					
地方三公社					
第三セクター等					
その他の貸付金					
合計	-	-	-	-	-

⑥長期延滞債権の明細

(単位：千円)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
その他の貸付金		
小計	-	-
【未収金】		
税等未収金		
市民税（個人）滞納繰越分	51,895	6,279
市民税（法人）滞納繰越分	1,070	378
固定資産税滞納繰越分	19,392	1,454
軽自動車税滞納繰越分	5,012	732
都市計画税滞納繰越分	3,948	292
その他の長期延滞債権	217,203	9,789
小計	298,520	18,924
合計	298,520	18,924

⑦未収金の明細

(単位：千円)

相手先名または種別	貸借対照表計上額	徴収不能引当金計上額
【貸付金】		
第三セクター等		
その他の貸付金		
小計	-	-
【未収金】		
税等未収金		
市民税（個人）現年課税分	44,065	-
市民税（法人）現年課税分	707	-
固定資産税現年課税分	19,130	19
軽自動車税現年課税分	2,236	-
都市計画税現年課税分	3,905	4
その他の未収金	23,834	-
小計	93,877	23
合計	93,877	23

(2) 負債項目の明細

①地方債（借入先別）の明細

(単位：千円)

種類	地方債等 残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機構	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債		その他
							うち共同発行債	うち住民公募債	
【通常分】	2,222,999	303,266	627,011	364,640	98,936	-	-	-	1,132,412
一般公共事業	30,423	4,599	30,054	-	-	-	-	-	369
公営住宅建設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害復旧	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・福祉施設	654,767	82,842	517,961	2,625	-	-	-	-	134,181
一般単独事業	516,449	48,932	15,305	362,015	-	-	-	-	139,129
その他	1,021,360	166,893	63,691	-	98,936	-	-	-	858,733
【特別分】	11,664,913	937,066	6,264,924	5,194,126	-	-	-	-	205,863
臨時財政対策債	11,481,434	897,243	6,182,683	5,164,926	-	-	-	-	133,825
減収補てん債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減税補てん債	58,463	24,151	-	-	-	-	-	-	58,463
退職手当債	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	125,016	15,672	82,241	29,200	-	-	-	-	13,575
合計	13,887,912	1,240,332	6,891,935	5,558,766	98,936	-	-	-	1,338,275

②地方債（利率別）の明細

(単位：千円)

地方債等残高	1.5%以下	1.5%超 2.0%以下	2.0%超 2.5%以下	2.5%超 3.0%以下	3.0%超 3.5%以下	3.5%超 4.0%以下	4.0%超	(参考) 加重平均 利率
13,887,912	13,586,639	288,278	12,995	-	-	-	-	0.26

③地方債（返済期間別）の明細

(単位：千円)

地方債等残高	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	20年超
13,887,912	1,240,332	1,225,580	1,240,433	1,225,741	1,198,622	4,770,536	2,280,166	706,502	-

④特定の契約条項が付された地方債の概要

(単位：千円)

特定の契約条項が 付された地方債等残高	契約条項の概要

※特定の契約条項とは、特定の条件に合致した場合に、支払金利が上昇する場合等をいいます。

⑤引当金の明細

(単位：千円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額		本年度末残高
			目的使用	その他	
固定資産					
投資損失引当金	-	-	-	-	-
徴収不能引当金	20,557	18,924	20,557	-	18,924
流動資産					
徴収不能引当金	-	23	-	-	23
固定負債					
退職手当引当金	3,213,734	3,266,609	3,213,734	-	3,266,609
損失補償等引当金	-	-	-	-	-
流動負債					
賞与等引当金	231,292	239,082	231,292	-	239,082
合計	3,465,583	3,524,638	3,465,583	-	3,524,638

2. 行政コスト計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：千円)

区分	名称	相手先	金額	支出目的
他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)				
	計		-	
その他の補助金等	小平・村山・大和衛生組合負担金	小平・村山・大和衛生組合	571,679	組合の運営等に係る負担金
	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	住民税非課税世帯等給付対象者	381,750	住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり5万円を給付
	東京都市町村職員退職手当組合負担金	東京都市町村職員退職手当組合	227,894	組合に対する負担金
	住民税非課税世帯等に対する生活支援給付金	住民税非課税世帯等給付対象者	212,940	住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円を給付
	民間保育所運営費補助金	民間保育所運営事業者	204,196	民間保育所の運営に係る補助金
	東京たま広域資源循環組合負担金	東京たま広域資源循環組合	156,362	組合の運営等に係る負担金
	施設等利用費	補助対象者	149,226	施設等の利用に係る補助金
	施設型給付費負担金	幼稚園等運営事業者	124,681	私立幼稚園の運営に係る補助金
	原油価格高騰対策支援金	市内事業者	120,428	原油価格高騰の影響を受ける市内事業者に対する補助金
	市内循環バス運行経費補助金	市内循環バス運行事業者	94,702	市内循環バスの運行に係る補助金
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等給付対象者	88,000	住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付
	学校給食費負担金	児童及び生徒の保護者	81,715	食材費等の値上げ分に対する補助金
	その他		1,353,717	
		計		3,767,290
合計			3,767,290	

3. 純資産変動計算書の内容に関する明細

(1) 財源の明細

(単位：千円)

会計	区分	財源の内容		金額	
一般会計	税収等	地方税		10,549,439	
		地方譲与税		131,229	
		利子割交付金		14,173	
		配当割交付金		75,377	
		株式等譲渡所得割交付金		57,801	
		法人事業税交付金		215,339	
		地方消費税交付金		1,698,173	
		環境性能割交付金		33,781	
		国有提供施設等所在市町村助成交付金		472,292	
		地方特例交付金		100,856	
		地方交付税		2,856,039	
		交通安全対策特別交付金		11,715	
		分担金及び負担金		117,056	
		寄附金		9,672	
		繰入金		135,575	
	小計			16,478,517	
	国県等補助金	資本的補助金	国庫支出金		562,305
			都支出金		415,136
			計		977,441
		経常的補助金	国庫支出金		7,552,334
			都支出金		4,415,270
			計		11,967,604
		小計			12,945,045
	合計			29,423,562	

(2) 財源情報の明細

(単位：千円)

区分	金額	内訳			
		国県等補助金	地方債	税込等	その他
純行政コスト	28,537,637	11,603,651	329,584	15,350,488	1,253,914
有形固定資産等の増加	1,155,229	1,341,394	99,600	-285,765	-
貸付金・基金等の増加	1,256,801	-	-	1,221,293	35,508
その他	-	-	-	-	-
合計	30,949,667	12,945,045	429,184	16,286,016	1,289,422

4. 資金収支計算書の内容に関する明細

(1) 資金の明細

(単位：千円)

種類	本年度末残高
現預金	875,000
合計	875,000

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円として
います。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～50年

工作物 8年～60年

物品 2年～15年

② リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

全職員が年度末に普通退職した場合に必要な退職手当の額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当
額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（小切手を含む）及び現金同等物（地方自治法第235条の4第1項に規定する現金をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税の会計処理

税込方式

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、資産価値を高め、若しくは耐久性を増すこととなると認められる場合又は支出金額が60万円以上である場合は資本的支出とし、それ以外の通常の維持管理や損壊した場合の原状回復にかかった費用は修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

該当事項はありません。

4 偶発債務

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

都市核地区土地区画整理事業特別会計（公営企業会計以外）

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 - 5.7%

連結実質赤字比率 -12.62%

実質公債費比率 1.4%

将来負担比率 -25.7%

- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

武蔵村山市土地開発公社に対して負担する利子補給金支払額

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 98,479千円

- ⑦ 過年度修正等に関する事項

過年度の徴収不能引当金（投資その他の資産）の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。

また、減債基金（流動資産）の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において減債基金（流動資産）が350,899千円減少し、減債基金（固定資産）が350,899千円増加しています。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 減債基金に係る積立不足額 なし

- ② 歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っています。

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 13,982,788千円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	14,614,916 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,146,956 千円
将来負担額	20,639,469 千円
充当可能基金額	7,211,250 千円
特定財源見込額	2,910,522 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	13,982,788 千円

- ⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上したリース債務金額 42,340 千円
- ⑥ 損害賠償請求事件に係る賠償金及び遅延損害金として貸借対照表に計上したその他資産金額 13,757 千円
- ⑦ 都市核地区土地区画整理事業特別会計に係る固定資産については、現在精査中のため貸借対照表に計上していません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 727,955 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	32,227,572 千円	31,365,022 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,209,027 千円	94,900 千円
資金収支計算書	31,018,545 千円	31,459,922 千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は、一部の特別会計（普通会計の適用を受ける都市核地区土地区画整理事業特別会計）及び繰越金の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	547,114 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,341,394 千円
未収債権、未払債務等の増加	251,332 千円
減価償却費	△946,719 千円
賞与等引当金繰入額	△239,082 千円
退職手当引当金繰入額	△52,876 千円
徴収不能引当金繰入額	△15,237 千円
資産除売却損	0 千円
純資産変動計算書の本年度差額	885,926 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,500,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円



武蔵村山市財政白書

<令和4年度決算版>

令和6年3月発行

発行 東京都武蔵村山市
〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
TEL 042-565-1111 内線 362、363、364

編集 企画財政部 財政課 財政・検査係